

循環いわて

Reduce Reuse Recycle

2021.11

No.3

特集 沿岸支部特集 SDGs宣言

災害廃棄物処理に関する当協会の取組
東京オリンピック2020金属再利用メダル



法人名変更後 第3号
産業廃棄物協会改め、産業資源循環協会に

Reduce
Reuse
Recycle



一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

KOBELCO

バケットシリンダを
180°
反転。

倒立バケットシリンダ

コベルコの新たな信頼性向上技術、誕生！

産業廃棄物処理をはじめとする各種ハンドリング作業、河川改修や浚渫、地盤改良工事など、アームを作業対象物に深く差し込む作業では、バケットシリンダの損傷による作動油トラブルをいかに防ぐかが、大きな現場課題です。コベルコはその解決のため新たな技術を採用。それが逆転の発想から生まれた倒立バケットシリンダです。

バケットシリンダが 作業対象物に接触しやすい作業におすすめ

- シリンダロッドの損傷に起因する油漏れの発生リスクを軽減。
- シリンダ配管の破損トラブルがないロッド内配管構造。
- 蛇腹カバーを必要とせず、ロッドシール交換などの頻度も低減可能。
- バケットシリンダ自体の交換サイクルを延長。



低燃費のコベルコ!
低炭素社会の実現へ

コベルコ建機日本株式会社 www.kobelco-kenki.co.jp

盛岡営業所 TEL.019-637-0444 / FAX.019-637-1868
〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目6番24号

CONTENTS

持続可能な社会の構築に向けて	会長 濱 田 博	2
令和3年度の循環型地域社会の形成に向けた取組について	岩手県知事 達 増 拓也	3
廃棄物の適正処理推進に向けて	盛岡市長 谷 藤 裕 明	4

特集

沿岸支部特集	5
SDGs宣言	13
災害廃棄物処理に関する当協会の取組	19
東京オリンピック2020金属再利用メダル	34

協会の動き

第9回定時総会	36
岩手県産業資源循環協会会长表彰	36
循環型地域社会の形成に向けた研修会	37
アドバイザー派遣	38
支部だより	40
青年部会だより	42

全産連の動き

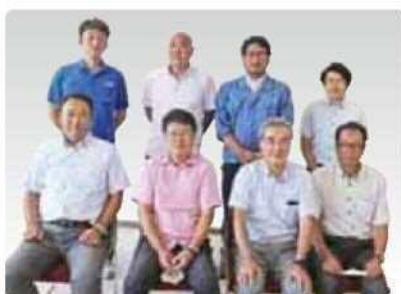
総会・授賞式	46
北海道・東北地域協議会	47

行政からのお知らせ

岩手県環境生活部資源循環推進課からのお知らせ	48
盛岡市環境部廃棄物対策課からのお知らせ	50

お知らせ

新入会員紹介	51
協会入会のすすめ	51
会員事項変更届けについて	52
2021年度 許可申請に関する講習会	53
産業廃棄物処理業に関する申請手続きや相談は行政書士へ	54
産業廃棄物に係わる報告書等について	56
異聞余話	63



表紙の写真

沿岸支部役員

左下から	岩崎 副支部長	左上から	中村 理事
松村 監事		及川 副支部長	
新沼 支部長		鈴木 理事	
伊藤 監事		伊藤 理事	



持続可能な社会の構築に向けて

一般社団法人岩手県産業資源循環協会 会長 濱田 博

私達の産業や生活が「有限な地球」に及ぼす影響について、1972年の国連人間環境会議など数々の警鐘を経て半世紀になります。

本会は、オゾン層保護条約が採択された1985年に設立されました。会員は当時の57社から240社となり、基幹業務である優良処理業者の認定登録や人材育成のほか、県市町村との協定に基づく災害廃棄物処理、環境学習、地域美化など、各界との連携により様々な活動を展開しています。格別の御支援に心から感謝申し上げます。

現在、酸性雨やオゾン層破壊は原因物質の削減が功を奏していますが、気候変動による異常気象等が顕在化しており、温室効果ガスの国内収支を2050年までにゼロとするための抜本的な対策が模索されています。また、2017年以降、各国の輸入規制が続く廃プラスチック類は、来年4月の新法施行、海洋汚染対策等の動向が注視されているところです。

さらに、新型コロナウイルス、エボラ出血熱等の新興・再興感染症は、人為的な生態系の攪乱、都市化、高速輸送等が環境要因となっています。古人は、災害や疾病を疫神の祟りとして畏怖しました。一説によると、14世紀のペストにより人口の3割以上が減少して中世ヨーロッパの封建制度が終焉し、20世紀初頭のスペイン風邪により数千万人が死亡して第一次世界大戦の終結が早まったとされています。

このように文明の側面は多岐に渡っていますが、私達には自らを律して主体的に対処する叡智があります。環境との調和と相まって、情報化等の技術革新により社会構造が変容しており、21世紀は歴史の転換点になると確信しています。

本会では、SDGs(持続可能な開発目標)宣言を令和3年7月に制定しました。国連が2015年に採択した17目標のうち、環境に関連する「つくる責任 つかう責任」など8目標に重点的に取り組んでいます。人権・医療・福祉・教育・産業・環境など、人類共通の重要課題は相互に関連します。従来の縦割はトレードオフや袋小路により「部分最適」の限界に達しており、分野を超えて「全体最適」を目指すSDGsは必然と云えます。

資源循環を担う環境産業の団体として、これらの使命に全力を傾注する所存です。御指導と御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、皆様の一層の御発展と御多幸をお祈り申し上げます。



令和3年度の循環型地域社会の形成に向けた取組について

岩手県知事 達 増 拓 也

一般社団法人岩手県産業資源循環協会におかれましては、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターの運営を始め、産業廃棄物の処理業者や排出事業者を対象とした各種研修会の開催などを通じ、優良な産業廃棄物処理業者の育成や産業廃棄物の適正処理推進に向けた普及啓発を積極的に展開されるなど、日頃から本県の廃棄物行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、会員各位におかれましても、これらの取組を通じて最新の知識や技術の研さんを日々重ねられ、廃棄物処理業の信頼の向上に努められるとともに、昨今、新型コロナウイルスの感染が拡大する中にもあっても、県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務である廃棄物処理について、感染防止対策を徹底し事業を継続されていることに対しまして、深く敬意を表します。

さて、県では、この3月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

本計画は、「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指し、各地域が地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成し持続可能な地域づくりを進めていく「地域循環共生圏」という考え方を取り入れ、「循環型地域社会」の構築に向けた基本的方向性を示すものです。

この計画では、基本目標である「地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて」を目指して、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」、「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保」、「廃棄物の適正処理の徹底」の3つの柱の下、様々な課題に取り組むこととしています。

また、県では、全国的に課題となっている「食品ロス」の削減に向け、今年度、「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定を進めているところです。

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状を踏まえ、消費者、事業者、行政等の多様な主体が相互に連携・協力し、フードサプライチェーン全体で食品ロスの削減を推進することにより、持続可能な生産と消費が行われる社会を岩手から実現することを目指していきます。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発している中、貴協会では、産業廃棄物の適正処理や資源循環の取組をより一層推進されるとともに、県内各市町村との災害廃棄物処理協定の締結や災害廃棄物処理に備えた訓練の実施など、災害発生時の迅速な対応に向けた体制整備に御尽力されており、大変心強く感じるとともに、深く感謝いたします。

県といたしましても、廃棄物行政を取り巻く様々な課題の解決や循環型地域社会の形成に向けた各種の施策の推進について、貴協会と一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き貴協会及び会員の皆様の御協力・御支援をよろしくお願ひいたします。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念いたします。



廃棄物の適正処理推進に向けて

盛岡市長 谷 藤 裕 明

「一般社団法人岩手県産業資源循環協会」におかれましては、日頃より、県内における産業廃棄物処理の中心的な役割を担われており、優良産業廃棄物業者の育成や、マニフェストの普及、情報提供、各種研修等を通じ、専門的な知識や高度な技術の普及等に努められ、産業廃棄物の適正処理の推進に御尽力いただいていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、昨年から引き続く新型コロナウイルス感染症の猛威は、私たちの健康を脅かすとともに、経済活動や教育、文化、スポーツなど様々な分野に甚大な影響をもたらしています。本市においては、市民の生命と健康、生活を守ることを何よりも最優先に考え、感染拡大防止対策や治療体制の整備に全力を尽くすとともに、各種の生活支援や産業支援などの対策を講じているところでありますが、私たち一人ひとりが、感染予防対策の大切さを強く意識し、日常生活の中で実践していく必要があると考えます。

廃棄物処理は、人々の日常生活を支え、社会経済活動を維持していくために欠かすことのできない重要な社会インフラであることから、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下であっても、業務の継続が求められているところです。そのためには、組織として感染防止対策に取り組むことはもとより、従事する一人ひとりが細心の注意を払い、適正に、かつ、安定的に廃棄物を処理するための体制を維持・確保していく必要があると考えますので、関係者の皆様には引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、毎年のように全国的に大規模な自然災害が発生しており、本年7月の静岡県熱海市の豪雨による土砂災害や8月の国内各地の豪雨災害により、甚大な被害が発生しております。岩手県内におきましても、平成23年の東日本大震災や、28年の台風第10号災害、令和元年の台風第19号災害などによって、各地が甚大な被害を受けており、いつどこで災害が起こるか予測が困難な状況にあります。そのような中、平成26年3月に貴協会との間で「災害時における廃棄物の処理に関する協定」を締結させていただいておりますことを、大変心強く感じるとともに、心より感謝を申し上げる次第です。災害時に発生する大量の廃棄物を迅速に処理することは、災害からの復旧・復興を推し進める上で極めて重要でありますことから、引き続き、適時・的確に対処するための体制づくりを進めてまいりたいと存じておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴協会が担われている産業廃棄物の処理は、環境保全の要であることはもとより、地域の産業振興や経済発展にとって欠かすことができないものであります。加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大している現下におきましては、感染拡大防止の観点からも極めて重要な役割を担われているものと存じます。

岩手が誇る優れた環境を守り次の世代に引き継いでいくとともに、廃棄物処理を通じて地域の安全・安心に寄与することができるよう、引き続き、貴協会と緊密に連携してまいりたいと存じますので、さらなる御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍を祈念申し上げ、挨拶といたします。



沿岸支部特集
SDGs宣言
災害廃棄物処理に関する当協会の取り組み
東京オリンピック2020金属再利用メダル

特 集

特集 1 沿岸支部特集

岩手県産業資源循環協会 沿岸支部 事業活動報告

年 度	月	主たる活動内容	講師等
平成27年	11月	沿岸支部設立総会及び研修会 ・研修「沿岸広域振興圏の廃棄物処理について」 	会場：釜石市 沿岸広域振興局保健福祉環境部
	3月	沿岸支部地域懇談会及び研修会 ・研修「食品廃棄物の不適切な転売事案の再発防止のための 環境省の対応について」	宮古保健福祉環境センター
平成28年	6月	第2回沿岸支部通常総会及び基調講演 ・基調講演 演題「災害時における 廃棄物処理の協定について」 	会場：大船渡市 岩手県産業資源循環協会副会長 藤原 正基 氏
	9月	沿岸支部視察研修及び県央支部合同勉強会 ・施設視察 ・勉強会テーマ「公共関与による次期産業廃棄物最終処分場の整備について」	会場：盛岡市 視察先：(株)佐藤興産様(有)藤工 岩手県廃棄物特別対策室廃棄物 施設整備担当課長 田村良彦 氏
	2月	沿岸支部地域懇談会及び研修・新年会 ・研修「安全衛生等についてと産廃クイズ」	会場：釜石市 (一社)岩手県産業資源循環協会 事務局次長 小原 譲 氏
平成29年	6月	第3回沿岸支部通常総会 ・沿岸支部ゴルフ交流会 	会場：宮古市 宮古カントリークラブ
	9月	沿岸支部研修会 ・研修「水銀関係の法令改正」	沿岸広域振興局保健福祉環境部 横澤 氏
	10月	県北支部視察研修に伴う懇親会	会場：釜石市及び大槌町
	2月	沿岸支部地域懇談会及び研修・新年会 ・研修「産廃クイズ2」	会場：大船渡市 (一社)岩手県産業資源循環協会 事務局次長 小原 譲 氏

年 度	月	主たる活動内容	講師等
平成30年	6月	第4回沿岸支部通常総会	会場：釜石市
	7月	支部連絡会議懇親会	会場：盛岡市
	11月	中部支部研修講師派遣	会場：北上市
		県北支部視察研修に懇親及び交流ゴルフ会	会場：宮古市
	3月	「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」に係る行政訪問	訪問先：田野畠村、岩泉町、 宮古市、山田町、大槌町 釜石市、陸前高田市
		沿岸支部地域懇談会及び研修 ・研修「公共関与型産業廃棄物 最終処分場整備事業の 取り組みについて」	会場：宮古市 (一財)クリーンいわて事業団 次長兼業務課長 上山英明 氏
令和元年	5月	第5回沿岸支部通常総会	会場：大船渡市
	8月	愛知県青年部被災地視察及び情報交換会	会場：陸前高田市
	10月	支部視察研修	視察先：愛知県名古屋市 グリーンリサイクル㈱ (株)アビズ
		 	
	11月	不法投棄合同監視パトロール	岩手県主催（沿岸広域振興局）
令和2年	6月	第6回沿岸支部通常総会 *書面議決	会場：宮古市
	7月	災害廃棄物の処理等に関する協定に基づき、協会として初めて、山田町から「令和元年台風19号災害廃棄物処理業務」を受託 支部会員が初めて災害廃棄物処理を行う	
		 	
	11月	不法投棄合同監視パトロール	岩手県主催（沿岸広域振興局）
令和3年	5月	第7回沿岸支部通常総会*書面議決	場所：釜石市

特集 1 沿岸支部特集

「循環いわて」沿岸支部特集掲載にあたり一言ご挨拶いたします。

岩手県産業資源循環協会 沿岸支部 支部長 新沼 学

新型コロナウイルス感染症の第5派についてはピークが過ぎたように見えますが、冬になると第6派が到来し感染が再拡大する可能性が指摘されています。日頃より感染防止に種々ご苦労され、様々な取り組みをされていることと思います。

また、日頃より県協会事務局をはじめ会員の皆様におかれましては、岩手県産業資源循環協会沿岸支部の活動に対し多大なご協力と、ご支援を頂いていることに深く感謝申し上げます。

さて、沿岸支部は、平成27年11月に県内4番目の支部として結成致しました。今年で結成7年を迎えます。沿岸広域振興局管内、陸前高田市から田野畠村までの4市4町1村を支部の活動範囲としています。支部事業に参加するための移動手段としての道路状況は、支部設立当初、三陸沿岸道路は部分開通しかしておらず、支部会員相互の交流、研修等の参加に移動時間が他支部より時間を要していました。今年の7月には三陸沿岸道路が陸前高田市から田野畠村まで開通し、沿岸地域が高規格道路で結ばれ、都市間の移動時間が大幅に短縮されました。大船渡市から宮古市まで1時間位で結ばれ移動時間が50分位短縮されました。このことは、地域に密着した支部活動の更なる充実につながるものを感じています。

あらためて、支部結成7年を振り返えりますと、支部会員間相互間の交流、支部独自の研修、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結推進等において支部が果たしてきた役割は大変意義のあるものと思っております。

支部会員間の交流に関しては、県協会の懇親会に参加されていない会員の方が参加され、今後の交流が進むことが期待されます。

支部独自の研修に関しては、できるだけ近い場所で、できるだけ参加しやすいように心掛け、研修のテーマも法改正や安全衛生、県央支部との合同勉強会等テーマ、開催方法を行ってきました。総会、研修会の開催場所は大船渡市、釜石市、宮古市をローテーションしてきました。今後は、陸前高田市、大槌町、山田町での開催も検討して行きたいと思います。

災害時における廃棄物の処理に関する協定の調査研究を平成28年度より支部の事業計画に盛り込み災害時に協力・支援可能な資機材等の実態調査を行い、支部役員が地域を分担して4市4町1村への協定締結の重要性について説明を行ってきました。その結果、平成30年1月29日に大船渡市との間で沿岸支部として最初の協定を締結し、令和2年には山田町、住田町、大槌町、釜石市、令和3年に宮古市、田野畠村、陸前高田市と順次協定を締結しました。岩泉町と協定は未締結ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種が落ち着いたら日程等を協議することになっています。

特に令和元年台風第19号による災害廃棄物の処理において協定に基づき、山田町より県協会が受託し、沿岸支部会員を中心に行なったことは、協定の締結を推進してきた成果だと思います。

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。岩手県災害廃棄物対応指針において、3処理体制の構築（5）で産業廃棄物処理施設等を活用した処理の実施が定められています。

今後、沿岸支部として、行政機関や他団体の連携を図り、被災現場からの運搬、仮置場の管理（分別・保管）等の研修を行い、災害発生時には、県強協会と連携して迅速に災害廃棄物を処理できる体制の構築を進めたいと思います。

新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、開催できる事業については開催を行って行きたいと思いますので、会員の皆様方のご協力をお願い致します。

何かと不便の多い今日この頃ですが、一日も早く新型コロナウイルス感染症の終息し、平穏な日々が戻りますようお祈り申し上げます。

大安環境有限会社

代表取締役 岩崎 泰彦

〒028-1112 岩手県上閉伊郡大槌町安渡3-11-7

TEL (0193) 42-2263 FAX (0193) 42-3090

基準適合産業廃棄物処理業者認定業者 収集運搬業（積替保管なし）☆☆

沿岸支部会員名簿 令和3年4月現在

No	会員名称	住 所	電話番号	産廃			特管		
				収	中	終	収	中	終
1	㈱アイケン	大船渡市末崎町字神坂77番地1	0192-29-2690	○					
2	㈱アトラス	大船渡市立根町字細野23-3	0192-27-1286	○	○		○		
3	㈱岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畠86-5	0192-27-1162	○	○	○	○	○	
4	岩手県南運輸㈱	大船渡市赤崎町字石橋前4-3	0192-26-4866	○			○		
5	岩手資源開発㈱	大船渡市猪川町字大野5番地1	0192-25-1050	○					
6	㈱大船渡資源	大船渡市盛町字みどり町21-2	0192-27-2754	○	○				
7	開発運輸㈱	大船渡市日頃市町字中板用45-8	0192-28-2590	○			○		
8	㈲氣仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山108番地18	0192-27-9321	○					
9	㈱三栄工業所	大船渡市赤崎町字普金105	0192-25-1171	○			○		
10	太平洋セメント(㈱大船渡工場)	大船渡市赤崎町字跡浜21-6	0192-26-2111		○			○	
11	中村建設㈱	大船渡市三陸町越喜来字所通122-2	0192-44-2150	○	○				
12	橋爪商事㈱	大船渡市大船渡町字欠ノ下向1-125	0192-27-1131	○			○		
13	㈱長谷川建設	陸前高田市竹駒町字仲の沢17-1	0192-55-2211	○	○				
14	三陸興産㈱	釜石市大平町3-32	0193-22-9200	○			○		
15	㈱カネナカ	釜石市甲子町5-62-1	0193-25-0500	○	○				
16	釜石清掃企業㈱	釜石市甲子町10-419-5	0193-23-7520	○			○		
17	㈱カワサキ商事	釜石市甲子町3-225-2	0193-59-2327	○					
18	㈱木村架設工業	釜石市大字平田2-64-8	0193-26-5551	○	○				
19	新光建設㈱	釜石市大字平田3-61-22	0193-26-5454	○	○	○			
20	㈲新菱和運送	釜石市上中島町4-3-7	0193-23-3888	○			○		
21	大安環境(㈲)	上閉伊郡大槌町安渡3-10-1	0193-42-2263	○					
22	同和鍛造釜石事業所	釜石市大字釜石12-138	0193-25-2001	○	○				
23	松村建設㈱	上閉伊郡大槌町大槌22地割字下野216	0193-42-3640	○	○				
24	小山田電業(㈱)	宮古市小山田4-1-30	0193-62-5171	○					
25	刈屋建設㈱	宮古市刈屋第11地割80番地3	0193-72-3211	○					
26	佐々緑菜(㈱)	下閉伊郡山田町長崎1-5-1	0193-77-3503	○					
27	新興砂利㈱	宮古市大通3-4-19	0193-62-4800	○	○				
28	㈲田野畠リサイクル	下閉伊郡田野畠村一の渡118-4	0194-34-2224	○	○				
29	マルヨ産業運送㈱	下閉伊郡山田町船越第6地割51番地6	0193-89-7120	○					
30	陸中スキット(㈱)	下閉伊郡山田町飯岡2-114-2	0193-82-4677	○			○		
31	リアス環境管理㈱	宮古市長町1-9-17	0193-62-0015	○			○		
32	陸中運輸(㈲)	下閉伊郡山田町豊岡根2-33-45	0193-86-2451	○					
33	陸中建設㈱	宮古市宮町1-3-5	0193-62-3467	○	○				

【賛助会員】

34	日鉄環境(㈱)	釜石市鈴子町23-15	0193-22-2141					
35	株式会社丸忠技工	釜石市浜町3丁目7番18号	090-8787-5480	○				

特集 1 沿岸支部特集

災害時の廃棄物の処理に関する協定締結

	協定締結年月		協定締結年月
大船渡市	平成30年1月29日（2018年） 	大槌町	令和 2年11月30日（2020年） 
山田町	令和 2年3月24日（2020年） 	釜石市	令和 2年12月 1日（2020年） 
住田町	令和 2年10月21日（2020年）	宮古市	令和 3年 1月15日（2021年）
		田野畠村	令和 3年 3月19日（2021年）
		陸前高田市	令和 3年 7月12日（2021年）



昭和 37 年創業

この美しい自然環境を未来世代へ
有限会社新菱和運送

代表取締役 宮田 キナヱ

産業廃棄物処理業 | 一般廃棄物処理業 | 解体工事業 | 一般貨物自動車運送事業 | リサイクル



株式会社 岩手環境保全



〒022-0004 岩手県大船渡市猪川町字久名畠86-5
TEL : 0192-27-1162 FAX : 0192-27-0567

釜石沢処分場

岩手県大船渡市立根町字釜石沢27 TEL : 0192-27-9191

IKHリサイクルステーション

岩手県大船渡市立根町字釜石沢31 TEL : 0192-27-2881

URL : <http://www.ikh.co.jp>

地域に何ができるのか、 それが全ての発想の原点である

土地探しから設計・施工、管理まで。

幅広い事業展開で

トータルサポートを実現。

建築・土木工事の請負、設計、施工 /
一級建築設計 / 宅地建物取引業 /
碎石の採取、生産、販売 / 再生碎石生産・販売 /
産業廃棄物処分業 (中間処理) /
産業廃棄物収集運搬業 /etc...



陸中建設株式会社

代表取締役 伊藤 峻

TEL : 0193-62-3467 FAX : 0193-63-7656



会社HPはこちら

健康経営優良法人
www.ryukyu-seisaku.com



一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業・アスベスト除去(超高压ウォータージェット)



陸中スキット株式会社

代表取締役 中村 尚司

〒028-1352 岩手県下閉伊郡山田町飯岡第2地割114番地2
TEL 0193-65-8660 FAX 0193-65-8661



次世代へ繋げる地域の再生に向けて！



建設資材と工業用薬品の総合商社

橋爪商事株式会社

本社・本店 大船渡市大船渡町字砂森2-20
TEL 0192-27-1131 FAX 0192-25-1176
盛岡支店 北上支店 一関支店 高田支店 荻石支店
宮古支店 久慈支店 三戸支店 大曲支店 仙台支店
南三陸支店 気仙沼営業所 奥州営業所 岩泉出張所

Future Commonsense

LEADKONAN

ITのことば、
お任せ下さい！

学校関係IT提案・構築 ソフトウェア開発
修理・保守・廃棄 OA機器レンタル
ホームページ制作 ネットワーク構築



まずはお気軽に
お問い合わせ下さい



Future Commonsense
LEADKONAN
株式会社リードコナン

〒020-0051 岩手県盛岡市下太田沢田68-40
TEL 019-656-3600 / FAX 019-656-3601
URL <https://www.leadkonan.co.jp>

特集 2 SDGs 宣言

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会 SDGs 宣言



一般社団法人 岩手県産業資源循環協会は
SDGs の達成のため、以下について取り組むことを宣言します。

2021年7月21日

一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会長 濱田 博

岩手県産業資源循環協会は、「産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与する」という団体の目的をもとに、会員企業及び職員がSDGsの趣旨を理解し、排出事業者・行政・県民の方々と連携し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

No	取組目標及び主な取組み	SDGsゴール
1	<p>【目標】 産業廃棄物の適正処理、リサイクルの推進 資質向上・組織強化に向けた会員への支援</p>	 
	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・会員企業に対し、廃棄物処理法改正等の情報提供、社員向け研修会、講師派遣を行い産業廃棄物の適正処理を推進する。・優良な産業廃棄物処理業者の育成。	
2	<p>【目標】 自然災害に備え、各支部、青年部会、行政と連携し発生時に迅速な対応をする。</p>	  
	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理協定に基づき、対策会議及び訓練を年1回以上行う。・岩手県、市町村との災害廃棄物処理協定に基づき、災害が起きた際は迅速な対応をする。・海岸の清掃活動「海ごみゼロウィーク」に参加する。	
3	<p>【目標】 会員企業の社員及び事務局職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、やりがいを持って働き、多様な生き方が実現できる職場環境をつくる。</p>	  
	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・男性も女性も仕事と家庭の両立ができるように、働き方改革の促進を支援する。・廃棄物処理業界（エッセンシャルワーカー）のイメージアップを行う。・女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	

特集 2 SDGs 宣言

SDGs宣言をいたしました!

協会として、下記の8個のゴールに向けて取り組みます。

- 4 質の高い教育をみんなに（産業廃棄物等に関する研修会の開催）
- 12 つくる責任つかう責任（育成センター）
- 11 住み続けられるまちづくりを（廃棄物の管理、災害廃棄物処理の対応）
- 13 気候変動に具体的な対策を（災害廃棄物処理協定、対応）
- 14 海の豊かさを守ろう（海ごみゼロウィーク活動 参加）
- 3 すべての人に健康と福祉を（会員企業に対し、働き方改革の促進を支援）
- 5 ジェンダー平等を実現しよう（女性の能力を強化し、業界への女性参画を確保する。）
- 8 働きがいも経済成長も（働き方改革の促進）



SDGsとは

2030年を期限とした17つのゴールが定められています。

- ・社会貢献活動ではありません。
- ・世界共通の課題に取り組み、自社も利益を稼ぐことが基本理念
- ・簡潔に説明すると、本業を通じて経済価値と社会価値の両方を産み出す、つまり、収益を上げながら社会と環境にも好影響を与えることを主流としています。
- ・世界共通の課題を大きく分けると「経済・社会・環境」になり、その中から、自社で取り組めることを実施し、利益につなげていく。

「地球を考える」ことの重要性

SDGsに企業が取り組まなければならない背景には、地球規模で自然災害による被害が増えていることが挙げられます。具体的には地震、洪水、火山の噴火、森林火災、干ばつ、嵐などです。

自然災害は産業革命以降の急激な経済成長による温暖化が大きな原因の一つとなっていて、それら災害による経済損失は今後5年間で107兆円とも言われており、企業にはその深刻さを認識することが求められています。

優秀な人材の採用に効果的

SDGsに取り組むことは、企業の社会的責任という側面もありますが、企業にとって有利に働く点も見逃せません。SDGsを意識しない中小企業では、優秀な人材を採用し、定着させることが難しくなっていくと言えます。

地域社会への貢献につながる

国内におけるSDGsの取り組みにおいて、地域社会への浸透は必要不可欠です。日本国内の地域において、人口減少、地域経済の縮小などが課題としてあげられていますが、地域社会と経済を支える中小企業がSDGsに取り組むことで、地方創生の視点から地元を活気づけることにもつながります。

売り上げ利益の向上

SDGsに取り組むことで、社会貢献への関心が高い企業との新規取引の増加、売り上げの増加が期待できます。

SDGsの大きな課題である環境問題への関心は消費者の間でも高まってきており、SDGsに取り組むことで、より消費者に選ばれやすい商品・サービス展開が可能になります。

イノベーション/ビジネスチャンス

政府は、バイオエコノミー（化石資源を基盤とする社会・経済からの脱却を目指す概念）や、ロボットやICTを活用するスマート農業など、企業のイノベーション技術を後押しする方針も示しています。さらにSociety5.0（仮想空間と現実空間を融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を目指す社会）の実現にも取り組んでいく考えです。SDGsに取り組むことで、IOT、AI、ビッグデータなど最新のテクノロジーを用いたイノベーション技術の開発に積極的に取り組んでいくことができます。

PRコスト、マーケティングコストの削減

自社の商品やサービスがどのようにSDGsの目標と合致しているかを伝えることが、そのまま企業のPRへつながります。SDGsに取り組むことはコストのかかるのですが、社会に貢献する企業として注目されることで、PRコストとマーケティングコストの削減につなげていくことができます。

エネルギー使用量削減

SDGsには、気候変動の抑制、生物多様性の保全、資源循環への貢献など、環境面への課題が多く盛り込まれています。電気やガスなどのエネルギーの使用量を見直して削減したり、太陽光発電や再生可能エネルギー比率の高い電力を使用することで、環境負荷の低減と付加価値の高い持続可能な生産の両立が可能になります。

資源の使用削減/再利用

SDGsの目標として、地球環境と天然資源の永続的な保護・確保が重要な課題となります。具体的には、食品廃棄や産業廃棄物などの抑制が挙げられます。企業として、生産やサービスなどの業務プロセスを見直すことで、資源に配慮した経営にシフトすることができ、持続可能な生産消費形態を確保することにつながります。

地域貢献

政府はSDGsの達成に向けて優れた取り組みを進める都市を「SDGs未来都市」として選定し、特に先導的なモデル事業には補助金を交付しています。さらにアクションプランでは、企業、自治体、NGO・NPO、大学、研究機関との連携を進める「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を促進していく方針も示しています。SDGsへの取り組みを始めることで、企業として地域の地方創生に参加することが可能となります。高い専門性を持った外部の機関や自治体と連携することで、新たな価値の創造にもつなげていくことができます。

企業イメージ/信頼度の向上（ブランド力アップ）

経営の見直し

ロイヤリティの向上

課題を見る化することで、従業員の社会貢献への意識が高まります。組織に一体感が生まれモチベーションの向上が期待できます。また、従業員に対して研修などを通じて、SDGsの取り組みを自分ごと化させることで、社会貢献に対する意識づけを強化することができます。

人材不足解消

SDGsへの取り組みは人材確保にも貢献します。若い世代の社会貢献に対する意識が高まっていることを示しています。SDGsに積極的に取り組んでいるかどうかは、優秀な学生が企業を選ぶ判断基準の一つになると言えます。

SDGsの落とし穴とその対策

SDGsへの取り組みに関しては、『SDGsウォッシュ』についての注意が必要です。

SDGsウォッシュは、実際以上にSDGsに取り組んでいるように見せる行為であり、自社の信頼が著しく失われるだけでなく、SDGsを実践する他の企業や業界全体の信頼までも低下させてしまいます。

SDGsを社内で導入していくには4つポイントがあります。

① トップのコミットメント

社内外での講演や、インタビュー記事によりSDGsに対して積極的に取り組んでいくことを発信し、トップ自ら率先して会社に対する認知活動を行う。

② 経営理念、経営戦略とSDGsの関連性を生み出す。

中期経営計画にSDGsの活動を組み込みながら、経済的な貢献を実現する。

③ 社内での理解を促進させる

SDGsの勉強会・講演会を社内で積極的に行うことにより、社員一人一人の理解を促進する。

④ 推進する専門部署を作る。

推進活動や日常行動への組み込みを専門とする部署を作り、リーダーシップを持ちアクションしてもらう。



持続可能な社会を
実現する業界全体の底上げへ
（商工会議所連合会）

特集 2 SDGs 宣言

SDGs宣言書作成ワークシート

2021年 7月 21日

企業・団体名 (一社) 岩手県産業資源循環協会
代表者名 会長 濱田 博

○ステップ1：SDGsを理解します。（※国連広報センター「SDGsとは？」等参照）

○ステップ2：目指す姿（企業理念等）を整理して記載してください。

岩手県産業資源循環協会は、「産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与する」という団体の目的をもとに、会員企業及び職員がSDGsの趣旨を理解し、排出事業者・行政・県民の方々と連携し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

○ステップ3：優先的に実施すべき主な取組みを記載してください。

○ステップ4：優先的に実施すべき主な取組みと関連するSDGsのゴール、ターゲットを記載してください。（最も関連の高いもの3つまで）

【ステップ3】

【ステップ4】

No.	優先的に実施すべき主な取組み	SDGsのゴール	SDGsのターゲット
1	産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進 資質向上・組織強化に向けた会員への支援	 	4.4、12.4、12.5
2	自然災害における、災害廃棄物処理の支援 全国一斉清掃活動の参加	  	11.6、11.b、13.1、14.1
3	会員企業の社員、事務局職員が働きやすい職場環境づくり	  	3.3、3.9、5.1、5.c、8.8

○ステップ5：SDGs達成に向けた目標と取組内容を記載してください。

No.	SDGs達成に向けた目標と取組み	SDGsのゴール (3つまで)
1	<p>【目標】 産業廃棄物の適正処理、リサイクルの推進 資質向上・組織強化に向けた会員への支援</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・会員企業に対し、廃棄物処理法改正等の情報提供、社員向け研修会、講師派遣を行い産業廃棄物の適正処理を推進する。・優良な産業廃棄物処理業者の育成。	 
2	<p>【目標】 自然災害に備え、各支部、青年部会、行政と連携し発生時に迅速な対応をする。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理協定に基づき、対策会議及び訓練を年1回以上行う。・岩手県、市町村との災害廃棄物処理協定に基づき、災害が起こった際は迅速な対応をする。・海岸の清掃活動「海ごみゼロウィーク」に参加する。	  
3	<p>【目標】 会員企業の社員及び事務局職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、やりがいを持って働き、多様な生き方が実現できる職場環境をつくる。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・男性も女性も仕事と家庭の両立ができるように、働き方改革の促進を支援する。・廃棄物処理業界（エッセンシャルワーカー）のイメージアップを行う。・女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	  

令和3年度

優良産廃格付け業者

岩手県・盛岡市許可業者約2,000社のうち、格付け認定された事業者は合計99社となりました。

産業廃棄物の処理委託は格付け認定業者に!

この制度は、岩手県が優良な産業廃棄物処理業者を育成するために設立された制度です。



育成センターマスコット
「ニンティちゃん」

格付け認定の区分 収集 収集運搬／収運(積) 収集運搬・保管保全 中間 中間処理／最終 最終処分／保証金 保証金預託業者
格付けランクの区分 ★★★ 80点以上 (業種を算定していること、業種による審査基準を満たす評価尺度に対する項目を満たしていること) ★★ 60点以上 ★ 40点以上

★★★ 31社

アサヒプリテック㈱ (宮城県)

- 区分:収運・★★★/保証金
- 岩手コンポスト㈱ (花巻市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 太平洋セメント㈱大船渡工場 (大船渡市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- 福興産業㈱岩手支店 (盛岡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/保証金
- 成和建設㈱ (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱伊藤織組 (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱理水興業 (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱岩手環境事業センター (北上市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金

㈲東北オイルサービス (青森市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- (一財)水沢環境公社 (青森市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲八紘カイハツ (二戸市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- リアス環境管理㈱ (青森市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲共同産業 (金合崎町)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱マルサ (北上市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- クリーンセンター花泉㈲ (一関市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 蒲野建設㈱ (久慈市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金

㈱ミナミ (盛岡市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱マックス総合計画 (二戸市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲藤工 (盛岡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱環境整備 (盛岡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱北日本環境保全 (北上市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ニッコーエフインダム (一関市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 三菱マテリアル機械手工具 (一関市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈱岩手環境保全 (大船渡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金

文化企業㈱ (盛岡市)

- 区分:収運・★★★/保証金
- 奥州循環システム㈱ (盛岡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 新工住建㈱ (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲栄和興業 (一関市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 前田道路㈱一関合材工場 (一関市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈲古川重機 (盛岡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱スパット北上 (北上市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金

★★ 57社

樋下建設㈱ (盛岡市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 大東運輸㈱ (一関市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈲那須工業運輸 (一関市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 遠野灘青㈱ (遠野市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈱つしま (久慈市)**
- 区分:収運(積)・★★★
- 岩手県南運輸㈱ (大船渡市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱昭和清掃興業 (奥州市)**
- 区分:収運・★★★
- ㈱サン寿広 (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱平野組 (一戸市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 久慈港運㈱ (久慈市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 開発運輸㈱ (大船渡市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱藤孝産業 (花巻市)**
- 区分:収運・★★★
- いわて県北クリーン㈱ (大船渡市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈲リサイクル伊藤 (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱齊藤興業 (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★

㈲バイオ・グリーン (一関市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲グリーン総業 (一関市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱広岡組 (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 佐々総業㈱ (山田町)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱北ターポ工業 (奥州市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱一般公害集計センター (一関市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱サンクリーン (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲リサイクル江刺 (奥州市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 松村建設㈱ (大船渡市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲二ニーズ開発 (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 永葉品商事㈱ (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲夕カシヨウ (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱東北ビルド (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★
- ㈱フクタ (二戸市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈱北岩手衛生センター (八幡平市)**
- 区分:収運・★★★/保証金

㈱東北油化 (盛岡市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲松原工業 (牛石町)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- 高橋重機㈱ (八幡平市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲伊藤運輸 (花巻市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 鈴木工業㈱ (文林町)**
- 区分:収運・★★★
- (一財)クリーンいわて事業団 (奥州市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈱環境保全サービス (奥州市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈲志和商店 (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲福田運送 (二戸市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 北日本油設㈱ (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲長谷川重機 (北上市)**
- 区分:中間・★★★/保証金
- ㈱有田屋 (北上市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 相田化学工業㈱ (文林町)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 南部運輸㈱ (奥州市)**
- 区分:収運・★★★
- ㈱佐々木組 (一戸市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金

㈲藤忠商事 (盛岡市)

- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- EC南部コーポレーション㈱ (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金・★★★/保証金
- ㈱アトラス (大船渡市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- 大安環境㈲ (大船渡市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 花巻市清掃㈱ (花巻市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金
- DOWA通運㈱ (奥州市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱オイラ (奥州市)**
- 区分:収運(積)・★★★/保証金
- ㈱丸重 (北上市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲新菱和運送 (釜石市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 陸中スキット㈱ (山田町)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- 協友建設㈱ (奥州市)**
- 区分:収運・★★★
- リックス㈱ (北上市)**
- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金

★ 11社

㈲芦名商会 (久慈市)

- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★
- 白金運輸㈱ (奥州市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈲県北衛生社 (二戸市)**
- 区分:収運・★★★

釜石清掃企業㈱ (釜石市)

- 区分:収運・★★★/保証金
- 新生ビル管理㈱ (一戸市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱岩瀬張建設 (久慈市)**
- 区分:収運・★★★/中間・★★★

陸中建設㈱ (奥州市)

- 区分:収運・★★★/中間・★★★/保証金
- ㈲セレクトクリーン (一戸市)**
- 区分:収運・★★★/保証金
- ㈱盛岡清掃センター (盛岡市)**
- 区分:収運・★★★/保証金

㈱大船渡資源 (大船渡市)

- 区分:収運(積)・★★★/中間・★★★/保証金

㈱功和産業 (青森市)

- 区分:収運・★★★

「岩手県産業廃棄物協会」から法人名がわかりました

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター 一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

盛岡市内丸16-15(内丸ビル5F) TEL.019-625-2203 FAX.019-624-1920 https://www.iwuc.jp 処理業者育成センター 損害保険

格付け、保証金制度は岩手県知事が(一社)岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

**DRONEによる
新たなビジネスシーンを
提供します。**



ドローンショップ盛岡 岩手県盛岡市門2-1-47
TEL:019-601-3337 URL:www.sato-im-drone.com

URL:www.sato-im.com

**未来に向けた
自然にやさしい環境づくりを
創造する。**

SATO KOUSAN

株式会社佐藤興産 環境部 岩手県盛岡市乙部5-320-1
TEL:019-656-1188 FAX:019-656-1189

株式会社佐藤興産 〒020-0401 岩手県盛岡市手代森19-95-2
TEL:019-696-2362 FAX:019-696-2384

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

◆災害廃棄物処理に関する当協会の取り組み（令和3年9月現在）

災害廃棄物の処理等に関する協定について

- 近年、台風等による激甚災害が頻発しています。国の防災基本計画では、行政機関と団体の連携が掲げられており、非常事態に即応するための体制整備が「県民の安全確保」と「一日も早い復旧・復興」のスタートラインです。
- 本会は、産業廃棄物の適正処理と資源循環を担う環境産業の団体として昭和60年に設立されました。地域貢献の一環として、県市町村と防災協定を締結し、会員240社が保有する施設・技術・人員等により災害廃棄物処理を支援しています。

1 自治体と当会の協定

B 岩手県

平成9 阪神神戸大震災を契機に締結。
平成26 前年の豪雨被害の状況を踏まえて
改正（災害廃棄物の撤去、保管、
収集運搬、処分等の詳細を追記）。

「市町村（右表）

2 背景と意義

B 災害廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物として市町村が所管する。

「災害廃棄物の特性

一時に大量発生し、多様な組成の混合物であるため、生活ごみの工程で処理できない事例が多い（瓦礫、畳、ガス容器、消火器、太陽光発電パネル、FRP製品、PCB、漁網、船舶、津波堆積物等）。

「東日本大震災の教訓」

本県の災害廃棄物は一般廃棄物14年間分に相当する約618万トンであった。被災市町村では、国の支援、県への事務委託（地方自治法第252条の14）等を活用して処理に当たったが、完了まで3年余を要した。

この間、災害廃棄物が生活環境の支障（占有、火災、悪臭、害虫等）となったことから、産業廃棄物処理施設に対する委託等の特例措置が講じられ、後の法令改正等に反映された。

振興局	支部	No	市町村	締結日
盛岡	県央	1	盛岡市	平成 26. 3. 27
		2	八幡平市	28. 2. 8
		3	滝沢市	5. 12
		7	岩手町	8. 1
		10	矢巾町	29. 12. 4
		21	零石町	30. 3. 23
		22	葛巻町	7. 3
		23	紫波町	令和 2. 2. 3
県南	中部	5	北上市	平成 29. 4. 14
		8	花巻市	8. 22
		9	遠野市	10. 24
	県南	11	西和賀町	30. 1. 23
沿岸	沿岸	4	奥州市	平成 28. 9. 29
		6	金ヶ崎町	29. 6. 29
		25	一関市	令和 2. 7. 31
		26	平泉町	
		12	大船渡市	平成 30. 1. 29
		24	山田町	令和 2. 3. 24
		27	住田町	10. 21
		28	大槌町	11. 30
県北	県北	29	釜石市	12. 1
		30	宮古市	令和 3. 1. 15
		31	田野畑村	3. 19
		32	陸前高田市	7. 12
			岩泉町	調整中
		13	二戸市	
		14	一戸町	
		15	軽米町	
		16	九戸村	
		17	久慈市	平成 30. 2. 5
		18	洋野町	
		19	野田村	
		20	普代村	

No：締結日の順

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知・抜粋（平成27年）

- ① 市町村が非常災害と判断した場合については、災害廃棄物の収集運搬、保管、中間処理、最終処分等を、一般廃棄物処理業の許可がない者に委託できること。
- ② 当該委託については、再委託を前提とする契約が可能であること。

岩手県災害廃棄物対応方針（平成28年）

A 総則／ 第4 基本的事項／ 3 処理体制と協力体制の構築

（2）市町村の役割・責務

災害に備え、仮置場の選定や民間事業者との災害協定等を進め、大規模災害発災時においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定する。

E 産業廃棄物処理施設の特長

適正処理やリサイクルについて、災害廃棄物と同等以上の基準が定められており、非常災害時の委託先となっている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第3項）。

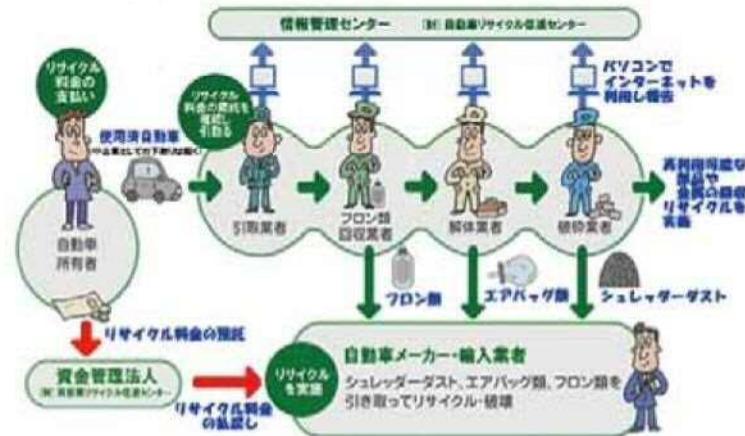
リサイクル法の例

① 自動車リサイクル法（右図）

自動車の車台や部品（エンジン等）が確認された場合は、所有者から所有権放棄の同意を得て資源化する。

② 家電リサイクル法

指定引取場所に依頼して、リサイクル可能と確認された場合は資源化。



F 社会貢献

災害廃棄物の処理に関する協定は社会性が高く評価されており、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査で「防災協定」として+20点が適用されている。県では、本会のほか、一般社団法人岩手県建設業協会、岩手県行政書士会等の職域団体と協定を締結しており、各団体は連携して積極的な社会貢献に取り組んでいる。

3 当会の体制

B 受託

県市町村から支援の要請があった場合は、当会を委託先、会員を再委託先とする。ただし、県市町村の意向により、会員を委託先、他会員を再委託先とすることがある。

「本部と支部」

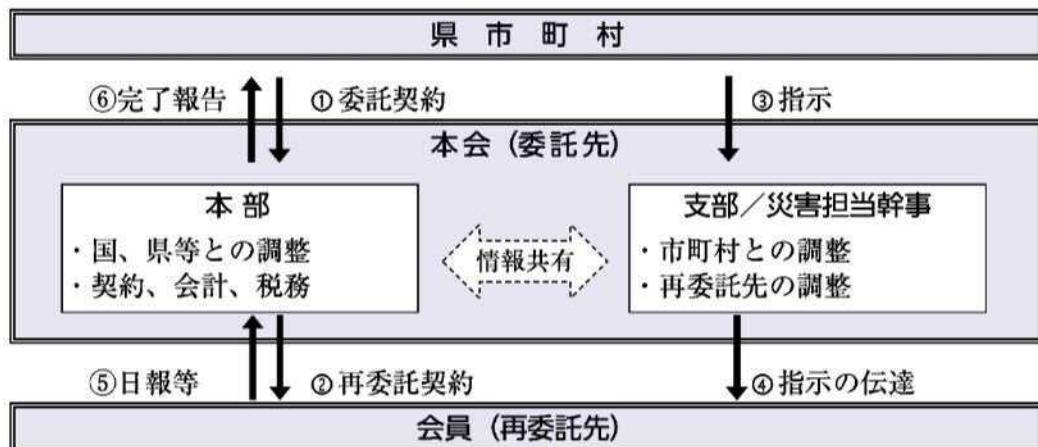
本部においては、契約、会計、税務等の法的事務を担う。

また、5支部（県央・中部・県南・沿岸・県北）においては、現地拠点として地域特性に応じた適正処理及び再資源化を担い、交通や通信が途絶した際は自律的に対応する。

上記業務を執行するため、下記(4)のとおり災害対策本部を設置する。

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

△支援フロー



E 災害対策本部

構成員は、本部及び支部から選任された災害担当幹事とする。災害担当幹事は、平常時から県及び担当市町村と連携して災害対策を講じるとともに、非常時には関連業務を指揮する。

区分	所 属	職	氏 名	電 話
災害対策本部 本部長／副会長	(株)岩手環境保全	代表取締役	新沼 学	019-625-2201 0192-27-1162
県央支部	盛岡市	(株)佐藤興産	代表取締役	佐藤 亮厚 019-696-2362
	滝沢市、零石町	(株)長内水源工業	常務取締役	長内 裕司 019-684-2661
	紫波町、矢巾町	(株)東北ターボ工業	代表取締役	生内 一晶 019-658-1113
	八幡平市、葛巻町、岩手町	(株)遠忠	営業部長	遠藤 忠寿 0195-625-2201
中部支部	花巻市、遠野市	(株)理水興業	取締役 環境部長	高橋 満 0198-23-5395
	北上市、西和賀町	(株)北日本環境保全	代表取締役 専務	高橋 幹一 0197-65-3166
県南支部	奥州市、金ヶ崎町	南部運輸(株)	代表取締役	菅原 能興 0197-22-2266
	一関市、平泉町	クリーンセンター花泉(有)	常務取締役	菅原 健二 0191-82-5393
沿岸支部	大船渡市、陸前高田市、住田町	(株)大船渡資源	代表取締役	伊藤 博 0192-27-2754
	釜石市、大槌町	(有)新菱和運送	総務課長	鈴木善太郎 0193-23-3888
	宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村	陸中スキット(株)	代表取締役	中村 尚司 0193-82-4677
県北支部	久慈市、普代村、野田村、洋野町	蒲野建設(株)	代表取締役 社長	蒲野 敦 0194-72-2211
	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	いわて県北クリーン(株)	事業所長	村田 英敏 0195-42-4085

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

実績

平成元年の台風19号において、久慈市・普代村・山田町の災害廃棄物処理を支援し、協定に基づく最初の活動事例となった。

4 参考 風水害の激甚化

平成25年県央部の豪雨、本県に初めて直接上陸した平成28年台風10号、令和元年台風19号等により、100～200年確率降雨を上回る記録的な降水量が各地で観測された。活発化した線状降水帯により、被災履歴がない丘陵部でも浸水、がけ崩れ等が発生し、停電、断水、通行止めなどライフラインへの影響は甚大であった。

近年の風水害は、季節・程度・頻度が従来の範囲を大きく超える様相を呈している。この要因として、気候変動の影響が指摘されており、河川整備計画の見直し等が課題となっている。

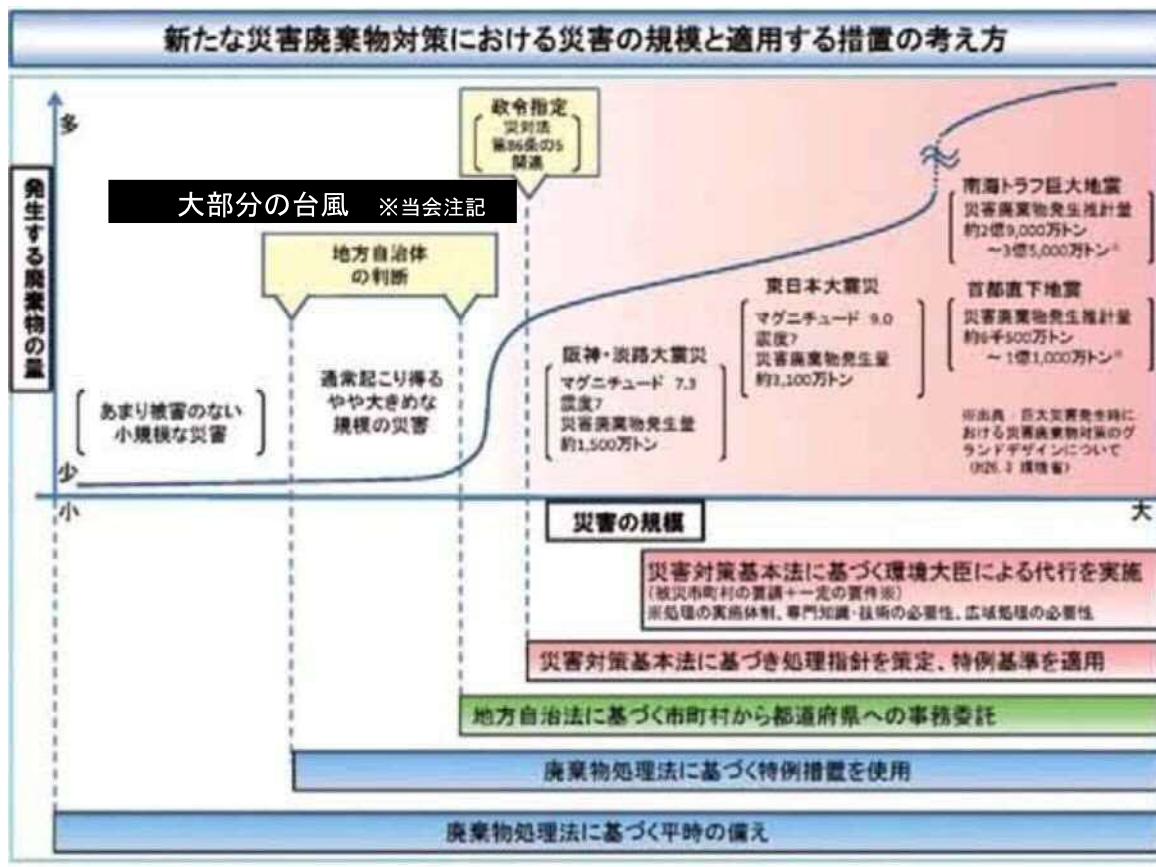
区分			令和元年 台風19号	平成28年 台風10号
気象	降水量 (mm)	時間	普代村 95.0 岩泉町 93.5	宮古市 80.0 久慈市 80.0
		日間	普代村 404.5	久慈市 231.0
	波浪 (m)	中部沖	10.0	久慈港 9.0
被害	人 (人)	死亡	3	20
		行方不明		3
		重傷	4	
		軽傷	3	4
	住家 (棟)	全壊	41	484
		半壊	741	2,305
		一部損壊	1,543	85
		床上浸水	46	104
		床下浸水	115	1,364
	非住家 (棟)	公共建物	19	
		その他	1,317	2,567
	土木 (件)	土石流	74	146
		がけ崩れ	23	9
総額 (億円)			速報値 463	1,440

出典：岩手県総務部総合防災室ほか

5 参考 災害廃棄物の基礎～過去の教訓に学ぶ～（環境省 平成28年）【抜粋】

- 災害廃棄物対策の重要性
- 災害廃棄物の種類
- 災害廃棄物の大まかな流れ
- 災害廃棄物処理のために発生する業務の例
- 新たな災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方
- 体制の構築 1～3
- 仮置場の確保と開設及び住民へのルールの周知 1～3
- 仮置場の適切な運営 1～3

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組



廃棄物の適正処理と二次災害防止のため、搬入時点で①管理者の常駐、②標識と見本の設置（アユの友釣り）により、次頁の分別を徹底する！ ※当会注記

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組



土砂や泥の「残土置場」も必要！

※当会注記

5

災害廃棄物処理の大まかな流れ



6

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

災害廃棄物処理のために発生する業務の例

通常業務に加え、一時的に大量の業務が発生します！

業務の優先順位を設け、効率的に作業を進めることが重要です。



①行政組合は通常業務、②本庁は災害対応という役割分担も効果的！ ※当会注記

1. 体制の構築 (1/3)

過去の事例

- 通常業務と並行して対応する職員が3名程度であり、迅速な廃棄物の収集体制が組めなかった。
- 「がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体により生じたがれき及び土砂」の収集運搬処分の担当課が明確ではなかった。



発災当初、被災した市町村から情報が上がってこず、周辺自治体や県はどのような支援をすればよいのか分からなかった。

自治体の廃棄物処理を委託している一部事務組合の中には、災害廃棄物の発生を想定した組合事務の規定がなく、連携に支障をきたした。

協定未締結のため民間業者の迅速な活用ができなかった。

重要ポイント

①発生する業務の内容と量を見通して、府内で災害廃棄物に対応する人員を確保するとともに、各部署の役割を事前に検討しておきましょう。

②災害の規模に応じて、県や国との連絡・連携体制を確保しましょう。

③平時の一般廃棄物処理を担っている一部事務組合や民間事業者(収集運搬業者も含む)との連携体制を平時から検討しておきましょう。

④地元の建設業協会、建物解体業協会、産廃業界、廃棄物コンサルタント等と事前に協定を締結しておきましょう。

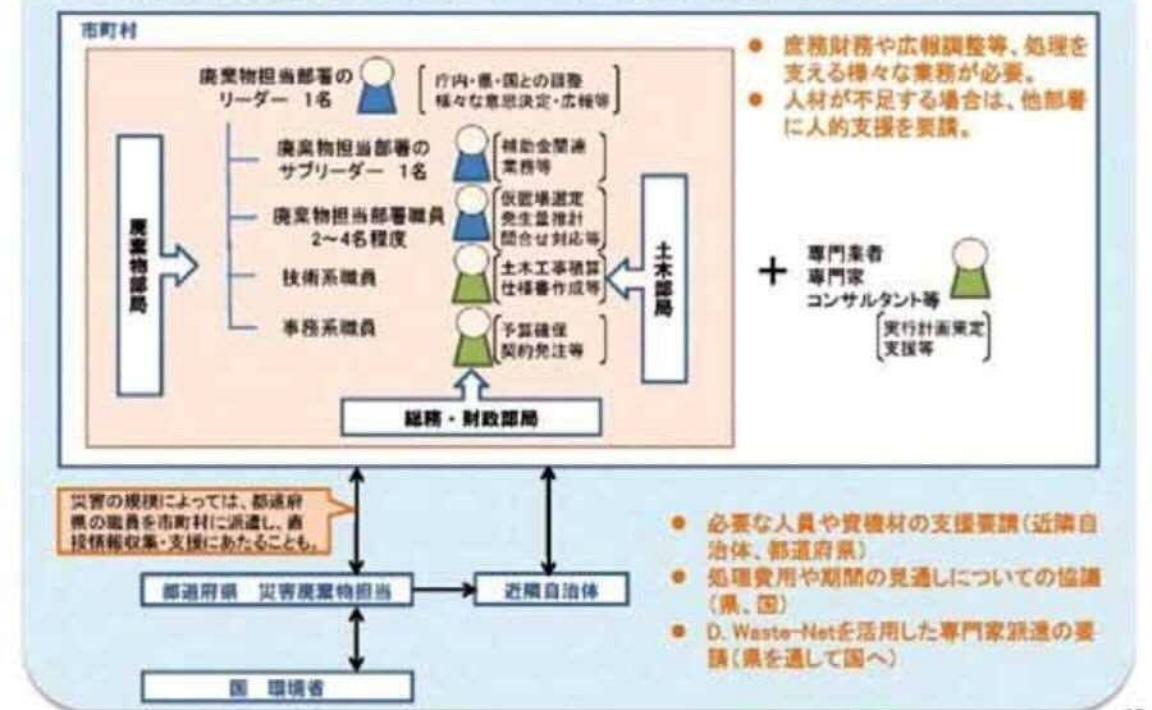
緊急時の即戦力として、災害対応の経験者を招集したプロジェクトチームを推奨！ ※当会注記

18

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

1. 体制の構築 (2/3)

① 庁内及び都道府県・国とは、どのような体制を構築すればよいのか？



19

1. 体制の構築 (3/3)

② 平時の一般廃棄物処理業者とはどのような体制を構築すればよいのか？

収集運搬、中間処理、最終処分を担っている主体（一部事務組合等）と事前に協議しておく事項の例

- 施設敷地の仮置場としての利用の可否
- 仮置場の管理・運営に係る役割分担
- 災害時の廃棄物の収集運搬戦略
- 既存施設で受け入れ可能な災害廃棄物の要件

など



平時から廃棄物処理を行っている一般廃棄物処理業者が仮置場での分別指導を行った結果、秩序だった排出を実現することができた仮置場の事例

③ 協定締結先とはどのような体制を構築すればよいのか？

- 地元の建設業協会や産廃協会等と事前に協定を締結。
- 協定を締結するだけでなく、定期的に協議や訓練を実施しておくことが重要。

事例1 平時からの顔の見える関係の構築

平成26年11月に長野県で起きた神城断層地震は土曜日の発災でしたが、県が協定先の業者と定期的に会合を行っており、担当者間で携帯番号を交換していたことから、迅速に協定を活用することができました。

事例2 協定の活用方法を確認する訓練の実施

兵庫県では、県内の市町村間で締結している「災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」の活用手順を確認することを目的のひとつとした図上演習を実施しました。



20

仮置場に搬入する時点で分別を徹底させるため、経験・技術・知識を有する者の常駐が必要！ ※当会注記

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

2. 仮置場の確保と開設及び住民へのルールの周知 (1/3)

過去の事例

- 災害の翌日が土日であったため、短い期間で一気に片づけごみが排出され、仮置場を設置してもすぐに満杯になってしまった。
- 水害・土砂災害では、土砂流出が多いため、発災当初に確保した仮置場だけでは足らず、急速市有地や民有地を選定した。
- 港湾部に仮置場を設置したが、漁業者から「さんま漁が始まるので邪魔になる」と言われ、移動した。



仮置場における災害廃棄物の排出方法の周知や対応者を満足に配置できず、分別の乱れと便乗ごみを食い止めることができなかつた。

重要ポイント

①仮置場は、災害後できるだけ早く開設しましょう。特に水害の場合、水が引いた日から廃棄物は排出されます。
※囲みは当会注記

②仮置場の候補地は平時から検討しておきましょう。その際、災害時の他の用途(避難所、自衛隊の基地等)と重ならないよう、他部署と協議を進めるとともに、地元住民の理解も可能な範囲で得ておきましょう。

③分別排出の秩序が保たれるよう、仮置場の開設にあたっては常駐するスタッフや資機材(立て看板、シート、薬剤等)の確保が必要となります。どんな資機材がどれくらい必要になるのか、予め検討しておきましょう。

④仮置場に廃棄物を持ち込む際のルール(場所、時間、分別方法等)を市民やボランティアにしっかりと伝えることが重要です。

21

2. 仮置場の確保と開設及び住民へのルールの周知 (2/3)

① 仮置場はいつ開設すればよいのか?

- 仮置場は発災したその日、もしくは次の日には開設するケースが多数(右表を参照)。
- 災害時、迅速に仮置場を開設するためには、事前の準備が必須。

過去の災害における発災日と最初の仮置場が設置された日の関係(被災市町村の災害廃棄物処理計画より)

災害名	発災した日	最初の仮置場が設置された日
平成25年台風第26号 (大島町)	平成25年10月16日	発災直後
平成26年8月豪雨 (広島市)	平成26年8月20日	平成26年8月20日
平成27年9月関東・東北豪雨 (常磐市)	平成27年9月10日	平成27年9月11日

② 仮置場はどんな場所を、どのようにして確保すればよいのか?

- 過去には、市や県の公有地を優先的に仮置場として活用しているケースが多数。
- 仮置場を設置する際には、持ち込まれるごみの種類、運営方法(搬入時間、スタッフ数)、撤去予定期を明らかにしたうえで、周辺住民や地権者との協議が必要。
- 発災前から他部署と空地の利用時期や用途について、十分に協議しておくことが重要。

~考えてみましょう~

住宅密集地では、都市公園程度の広さしか仮置場を確保できないのが現状です。特に廃棄物が大量の土砂を含む場合は、かなりの重さのため、住民やボランティアが遠く仮置場まで運ぶことは困難になります。

あなたの町で災害が起きた場合、仮置場の確保を巡ってどのような問題が起きそうでしょうか?具体的に考えてみましょう。



22

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

2. 仮置場の確保と開設及び住民へのルールの周知 (3/3)

③ 仮置場の開設にあたって必要なものとは?

- 必要となる資機材の種類と量
- 仮置場の管理・指導の担い手(例:一部事務組合、自治会、ボランティア等)

事前に十分な検討を!

廃棄物の見本
で誘導する!
※当会注記

人員

- 仮置場の全体管理
- 車両案内
- 荷降ろし・分別の手伝い
- 夜間の警備(盗難防止)

資機材

- 廃棄物の下に敷くシート
- 粗選別等に用いる重機
(例: フォーク付のバックホウ)
- 仮置場の周辺を囲むフェンス
- 分別区分を示す立て看板
- 害虫発生防止のための薬剤など

④ 住民への広報及びボランティアの役割に応じた周知はどのようにすればよいか?

仮置場を開設する際には、自治会と連携しながら、住民に以下のような点をしっかりと伝えることが重要。またボランティアについても、市町村が役割を決め、同様に以下の点を伝えること。

- 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- 誘導路(場外、場内)、案内図、配置図
- 分別方法(平時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい)
- 仮置場に持ち込んではいけないもの
(生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等)
- 災害廃棄物であることの証明方法
(住所記載の身分証明書、罹災証明書等)など

3. 仮置場の適切な運営(二次災害の防止) (1/3)

過去の事例

周辺住民から臭気・車両渋滞等の苦情が発生して使用継続が困難になり、すぐ次の用地選定に迫られた。

仮置場で火災が発生し、火を消し止めることに何日もかかってしまった。



仮置場に所有者が分からず、農薬が大量に持ち込まれてしまい、処理業者がなかなか見つからなかった。

仮置場として利用した土地を返却しようとしたところ、土壌汚染が発覚したが、もともとあった汚染なのか、災害廃棄物による汚染なのか分からなかった。

重要なポイント

① 仮置場では、臭気、粉塵、害虫への対策が必須です。また、候補地としては近隣に住宅地のない平坦地が望ましいとされています。これらの対策を怠ると、周辺住民や作業員の健康や安全に悪影響を及ぼします。

② 木くず、畳等の可燃性廃棄物が混じっている場合は、火災が起きる可能性があります。廃棄物を5m以上積み上げない、定期的に温度測定を行う等の予防が重要です。

③ 仮置場には様々な処理困難物が持ち込まれます。これらは他の廃棄物と一緒にせず、少し離れた場所にまとめて保管しましょう。

④ 仮置場を開設する際には、廃棄物を搬入する前に土壌のサンプリングを行っておきましょう。

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

3. 倉庫の適切な運営(二次災害の防止) (2/3)

① 倉庫周辺の衛生環境を維持するための対策とは?

- 暑い季節には生ごみ、畳、布団等に起因する臭気と害虫の問題が早くに顕在化。
- 倉庫には**生ごみを持ち込まない**こと。
- 対策に必要な**薬剤**は事前に準備。
- 季節に関わらず、粉塵対策は必要。**散水設備**等の手配を忘れずに。



倉庫に持ち込まれたごみに
集まるカラスの群れ
生ごみが入ったまま
投棄された帆船

② 倉庫での火災を予防するための対策とは?

- 可燃物、木くず等の廃棄物の山の高さ5メートル以下、一山当たりの設置面積を200m²以下に。
- 燃料の入ったもの(ガスボンベ、灯油缶等)や火花を散らすもの(バッテリー、電化製品等)の混在は避ける。
- 倉庫には消火器の準備を。
- 定期的に廃棄物内の温度や一酸化炭素濃度をモニタリング。



25

3. 倉庫の適切な運営(二次災害の防止) (3/3)

③ 倉庫に持ち込まれる処理困難物への対策とは?

- 住民等への広報を行っても、処理困難物は必ず少量は持ち込まれるものと認識。
- 他の廃棄物と混ざらないよう、**離れた場所にまとめて保管**。
- 処理を担ってくれる受入先の検討は早めに。

～考えてみましょう～
倉庫にはガスボンベや灯油といった危険物から、農薬や殺虫剤といった有毒物質、畳や漁網といった処理困難物まで、被災地域の特性に応じて様々なものが持ち込まれる可能性があります。

あなたの町で災害が起きた場合、どんな危険物・処理困難物が持ち込まれるでしょうか?具体的に考えてみましょう。



④ 倉庫の土壤汚染対策とは?

- 廃棄物を搬入する前には**土壤のサンプリング**を。
- 倉庫として利用する土地が舗装されていない場合は、廃棄物を置く前に**鉄板や砂利**を敷く。



直に災害廃棄物を置いた倉庫の地面。土中に様々な廃棄物がめり込み、このままでは返還することが不可能に。

26

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

1 沿革

年月	変遷	名称	会員(社)		
			正	賛助	計
昭和60年11月	設立	岩手県産業廃棄物処理業協会	53	4	57
平成2年11月	法人化	社団法人岩手県産業廃棄物協会	93	13	106
25年4月	組織変更	一般社団法人岩手県産業廃棄物協会	222	12	234
31年4月	名称変更	一般社団法人岩手県産業資源循環協会	228	10	237
令和3年9月1日現在			228	12	240

2 本部 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F TEL 019-625-2201

役職	氏名	所属	所在地	備考
会長	濱田 博	(株)岩手環境事業センター	北上市	
副会長	藤原 正基	(有)藤工	盛岡市	県央支部長
	新沼 学	(株)岩手環境保全	大船渡市	沿岸支部長
	千葉 智英	(株)スパット北上	北上市	

役員：上記のほか理事14名、監事2名

3 支部

支部	連絡先	所 属	所在地	電話番号	所 管
県央	支部長	(有)藤工 代表取締役 藤原正基	〒020-0403 盛岡市 乙部 5-105	019- 656-1133	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、零石町、 岩手町、葛巻町、 紫波町、矢巾町
	事務局	(株)佐藤興産	〒020-0041 盛岡市 手代森 19-95-2	019- 696-2362	
中部	支部長	(株)丸重 代表取締役 小原研	〒024-0004 北上市 村崎野 15-312-7	0197- 66-3126	花巻市、遠野市、 北上市、西和賀町
	事務局	(株)北日本環境保全	〒024-0012 北上市 常盤台 4-11-116	0197- 65-3166	
県南	支部長	(有)共同産業 代表取締役 高橋優	〒029-4503 金ヶ崎町 西根荒屋敷 3-1	0197- 44-5533	奥州市、一関市、 金ヶ崎町、平泉町
	事務局	(株)オイラー	〒023-0828 奥州市 水沢東大通 3-7-15	0197- 25-7315	
沿岸	支部長	(株)岩手環境保全 代表取締役 新沼学	〒022-0004 大船渡市 猪川町字久名畑 86-5	0192- 27-1162	大船渡市、陸前高田市、 住田町、釜石市、大槌 町、宮古市、山田町、 岩泉町、田野畑村
	事務局	(有)新菱和運送	〒026-041 釜石市 上中島4-3-7	0193- 23-3888	
県北	支部長	(株)フクタ 専務取締役 木村守	〒028-6831 二戸市 淨法寺町漆沢下平57-4	0195- 26-2034	久慈市、野田村、 普代村、洋野町、 二戸市、軽米町、 九戸村、一戸町
	事務局	いわて県北クリーン(株)	〒028-6505 九戸村 江刺家 20-48-34	0195- 42-4085	

4 産業廃棄物処理業者育成センター（知事指定）

指定日	業務内容
平成15年7月30日付け岩手県指令資循第188号	<p>循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年条例第73号)</p> <p>第13条 知事は、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、産業廃棄物処理業者育成センターとして指定する。</p> <p>第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。</p> <p>(2)産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。</p>

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

災害廃棄物処理業務実施要領

第1 趣旨

本会は、災害時における「県民の安全確保」と「速やかな復旧・復興」のため、県市町村と協定を締結し、会員が保有する許認可、施設、技術、人員等を活用して災害廃棄物の処理を支援する。

岩手県災害廃棄物対応方針(平成28年3月)

I 総則／ 第4 基本的事項／ 3 処理体制と協力体制の構築

(2) 市町村の役割・責務

(略)災害に備え、仮置場の選定や民間事業者との災害協定等を進め、大規模災害発災時においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定する(略)

【協定】平成26年の盛岡市以降、各市町村の同意を得て順次締結してきた(令和3年7月12日現在、岩泉町は調整中)。令和元年台風19号において、久慈市・普代村・山田町の災害廃棄物処理を支援し、最初の運用事例となった。

第2 適用対象

本要領は、本会を委託先、会員を再委託先とする市町村等からの委託業務に適用するほか、発注者の意向により会員を委託先、他の会員を再委託先とする場合等の参考として推奨する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)

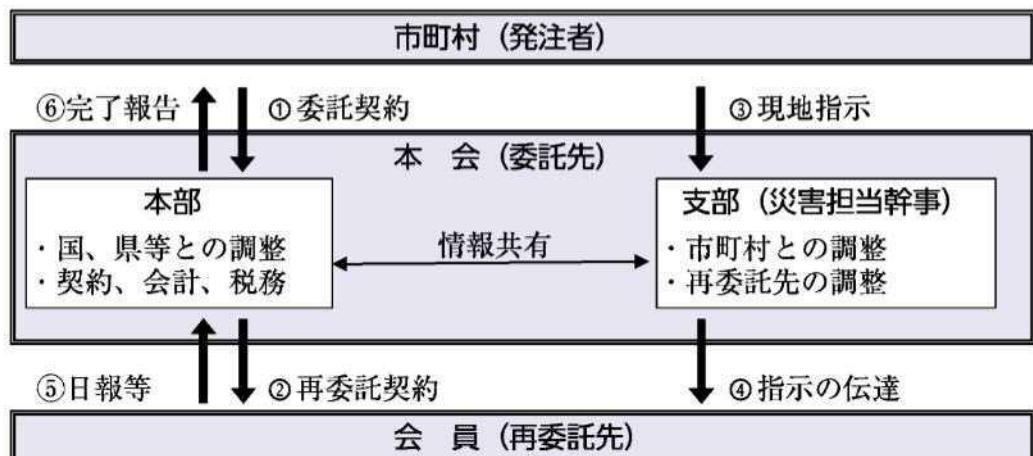
(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第4条 (略)市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする(略)

3 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。

第3 委託業務のフロー

本部は法人本体として契約、会計、税務等の法的事務、支部は現地の調整を担う。



特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

第4 災害担当幹事による業務統括

災害廃棄物処理に係る委託業務及び関連業務を統括するため、本部及び支部に災害担当幹事を配置する。

B 本部

区分	項目	主な内容
委託業務	法的事務	委託及び再委託の契約締結、会計、税務。
	完了報告	実績報告書、添付書類(運搬及び処理実績表、数量管理に準用した産業廃棄物管理票、作業日誌、作業写真、その他発注者が指定するもの)。
関連業務	協議	国、県、関係団体。
	体制整備	災害対策会議の開催、利用可能な資機材の実態調査。
	連絡網	市町村、災害担当幹事、支部役員、本部、再委託先等。

「支部」

区分	項目	主な内容
委託業務	初動	災害廃棄物の処理においては、分別が非常に重要であるため、遅くとも仮置場に搬入する段階では、会員が市町村や他団体を指導して所定の作業を徹底させる。
	取集運搬及び処分の統括	①災害廃棄物の確認 災害廃棄物の種類及び量について、現地で精査し、性状等に応じて市町村から提供された情報を補正する。 例：石膏ボードが「汚泥」に変質 例：塗料が「汚泥」や「廃プラスチック」に変質 例：瓦礫が混入 例：ポンベや廃油など危険物が混入 例：各種リサイクル法やフロン排出抑制法の対象物が混入 ②再委託先の調整 市町村が希望する工期、近隣会員(市町村内⇒支部内⇒県内⇒県外)の受入能力等を考慮して、協力の内諾が得られた会員を再委託先の候補として本部に推薦する。 ③進捗管理 工程会議の開催、市町村及び再委託先への助言。
	情報共有	市町村からの要請等を支部、本部、再委託先に伝達。
関連業務	協議	市町村、地域の関係団体。
	体制整備	普及啓発、伝達訓練、実地訓練(総合防災訓練の一部等として、関係団体を含めて実際の出動に近い形で実施)。

特集 3 災害廃棄物処理に関する当協会の取組

附則

- 1 本要領は、令和2年7月31日から施行する。
- 2 本要領は、令和2年11月11日から施行する。
- 3 本要領は、令和3年1月12日から施行する。
- 4 本要領は、令和3年7月12日から施行する。

令和元年度以降の経緯(参考)

- 令和元年7月9日 新沼副会長が公益社団法人全国産業資源循環連合会 災害廃棄物委員会委員に就任
7月30日 県との廃棄物処理課題検討会において、市町村に対する指導を要請(庁内体制の整備、本会との協定締結、災害廃棄物処理計画の策定、残土を含む仮置場の確保、委託に必要な事前手続き、訓練等)
8月～ 協定の運用及び課題に関する情報を全国から収集
10月13日 台風19号が襲来(死亡3名、重軽傷8名、住居の全壊41棟・半壊741棟・損壊1,543棟、非住居の損壊1,336棟、土砂災害97か所等)
12月26日 理事会において、上記1～4の枠組を協議
令和2年1月～ 契約、積算等の標準化を県と協議
7月31日 理事会において、本要領の制定及び災害担当幹事の選任を承認
8月26日 第1回災害対策会議
11月11日 第2回災害対策会議


<http://www.recycleito.com/>

リサイクルで社会に貢献
有限会社リサイクル伊藤

【本社】岩手県奥州市水沢神明町2丁目1番42号
TEL(0197)23-7426 FAX(0197)23-2898
【奥州・エコプラザ】
岩手県奥州市水沢佐倉河今泉232番1号
TEL(0197)22-4315 FAX(0197)22-4319

碎石・再生材・中間処理(がれき類)・墓石


人の心 山の心 石の心 大切に
(株)コウタ

代表取締役 中田 勇司

◇ 本社・墓石
〒028-6722 二戸市福田字中屋敷3-1
TEL (0195) 26-2034 FAX (0195) 26-2037

◇ 碎石工場・中間処理場
〒028-6831 二戸市浄法寺町漆沢下平57-4
TEL (0195) 38-2170 FAX (0195) 38-4085

特集 4 東京オリンピック 2020 金属再利用メダル

都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト

東京五輪・パラリンピックでアスリートの胸に輝いた約5,000個のメダルは、携帯電話などの小型家電からリサイクルした金属が使われました。当協会員のニッコー・ファインメック株は、小型家電の処理などで参加しました。

同社は本県唯一の小型家電リサイクル法の認定事業者で、高い貴金属リサイクルの技術を持っており、同社の技術をきっかけに一関市が2014年に東京五輪・パラリンピック組織委にメダル製作を提案しました。2015年には国の認定業者がある青森県八戸市、秋田県大館市の3市で環境への配慮と日本の技術を発信する取り組みとして共同提案し、実現されました。

メダル製作の取り組みは組織委が「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクト）として展開されました。

同社は東北各地から回収された小型家電の破碎や金属選別などを行い原料化しました。小野寺社長もラジオ出演や施設見学受け入れなどを通し、多方面にプロジェクト参加を呼びかけ、本県の全市町村を含む全国1,621自治体が参加して確保した金属量は、金28.4kg、銀3,500kg、銅2,700kgに上ります。

このプロジェクトにより、小型家電のリサイクルの定着と環境にやさしい持続可能な社会の実現が東京2020大会のレガシー（遺産）となりました。



ニッコー・ファインメック株式会社 は、
国 の 認 定 工 場 で、 パソコン を 安 心・完 全 リサイクル。



小型家電
大臣認定
第0030号

パソコン廃棄から機密書類
産業廃棄物処理まで



オフィスの
残置物&機密処理 は
お任せください！

【貴金属製造】金・銀・白金製錬販売 貵金属含有物の分析買取
【産業廃棄物収集運搬】岩手県、宮城県、秋田県、山形県、青森県、福島県(水銀/PCB)
【産業廃棄物中間処理】廃酸・廃アルカリ(中和) レントゲンフィルム(焼却)
パソコン・OA機器・業務機器等(解体・破碎) 石こう(破碎)
【他】機密書類リサイクル 非鉄金属買取 古紙買取 一般廃棄物運搬
一般貨物自動車運送業 貴金属ジュエリー修理加工・販売

ニッコー・ファインメック株式会社

URL: <http://www.nikkofm.co.jp>

〒029-1111 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6

Tel.0191-56-2601 Fax.0191-56-2619



一般建設業・解体工事業・産業廃棄物収集運搬業

錦開発

〒020-0053 岩手県盛岡市上太田若宮11番地
電話 (019) 659 - 3124番

- ・貯油槽清掃保守点検
- ・貯水槽清掃点検
- ・産業廃棄物処理
- ・地下貯油槽内面 FRP コーティング工事

 北日本油設株式会社
岩手県奥州市江刺玉里字玉崎 133 番地 2
TEL 0197-36-3378 FAX 0197-36-2336
<http://www.kitanihonyusetsu.com>

環境にやさしくリサイクルに貢献する企業

限りある資源を大切に...

段ボール、新聞、雑誌、アルミ缶、鉄屑、銅線屑、アルミサッシ、その他

再資源リサイクル・廃棄物処理業 有限会社 志和商店

- 本社・工場 〒029-4204 奥州市前沢長檀3-1 (TEL)0197-56-2726 (FAX)0197-56-3008
- 再生資源リサイクルセンター 〒029-4208 奥州市前沢五合田63-5 (TEL)0197-56-3919 (FAX)0197-56-7619
- 奥州再生資源リサイクルセンター 〒023-0002 奥州市水沢工業団地2丁目39 (TEL)0197-24-6521 (FAX)0197-24-6522

産業廃棄物処分業 / 産業廃棄物収集運搬業

コンクリート・アスファルト再生材/山砂販売



有限会社リサイクル江刺
代表取締役 菊池由信

岩手県奥州市江刺梁川字濁沢233

TEL 0197 (37) 2626 • FAX 0197 (37) 2660

協会の動き

第9回定時総会

新型コロナウイルス感染防止のため、「書面による議決権行使」をお願い申し上げ、令和3年5月21日(金)、正会員230名のうち、書面を含めて180名の出席をいただき、全ての提出議案が満場一致で承認可決されました。

議案第1号 令和2年度事業報告及び決算

議案第2号 任期満了に伴う役員改選

【組織体制】

会長 濱田 博 (株)岩手環境事業センター

副会長 藤原 正基 (有)藤工

新沼 学 (株)岩手環境保全

千葉 智英 (株)スパット北上

専務理事 吉田 茂

理 事	今野 秀實	(株)理水興業
	関根 信	文化企業(株)
	兼田 忠康	久慈港運(株)
	菅原 能興	南部運輸(株)
	伊藤 智仁	(株)伊藤組
	木村 守	(株)フクタ
	岩崎 泰彦	大安環境(有)
	小野寺真澄	ニッコー・ファインメック(株)
	中村 尚司	陸中スキット(株)
	村田 英敏	いわて県北クリーン(株)(新任)
	田村 格	岩手県行政書士会
	似内 博	岩手県自動車整備商工組合
	菊池 満	(一社)岩手県建設業協会
監 事	樋下 光	樋下建設(株)
	蒲野 敦	蒲野建設(株)



岩手県産業資源循環協会会长表彰

永年の御功績により他の模範となった方々を5月21日付けで表彰しました。栄えある受賞、誠におめでとうございます。益々の御活躍を祈念申し上げます。

功労者

木村 守 様 (株)フクタ

優良事業所

(株)ミナミ 様(代表取締役 南 由香 様)

優良従事者

熊谷 悠貴 様 (有)藤工

佐々木 健 様 盛岡産資源(株)

菅原 孝 様 (株)マルサ

平賀 光勇 様 (株)理水興業

井上美由紀 様 クリーンセンター花泉(有)

佐々木幸悦 様 中村建設(株)

上中居秋夫 様 久慈港運株式会社

循環型地域社会の形成に 向けた研修会

この研修会は、産業廃棄物処理に関する的確な経営・技術等の啓蒙・普及により、優良業者を育成するとともに産業廃棄物処理業界の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的としているものであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため会場開催は定員を半数にするなど対策を万全に行い、ウェブセミナーに切り替えるなど対応しました。

また、毎年恒例の新春講演会は、中止とし、今年度は、経営者、幹部職員、実務者を対象に3回開催いたしました。

第1回研修会

「産業廃棄物処理優良事業者育成研修会

実務者基礎コース」

産業廃棄物の幅広い基礎知識を学ぶことができ、初心者から経験者まで、多くの方々の知識の取得、再確認することを目的に開催されました。

日 時 令和2年12月8日(火)、9日(水)
場 所 いわて県民情報交流センター アイーナ 会議室804
対 象 者 産業廃棄物を取り扱う実務担当者
講 師 (公社)全国産業資源循環連合会
専任講師 石郷岡 晋 氏
専任講師 石塚 伸一 氏
参 加 者 1日目 46名 2日目 49名



第2回研修会

安全衛生研修会

廃棄物処理業界は他業種と比べ労働災害発生率の高い業種となっております。このため、(公社)全国産業資源循環連合会では厚生労働省及び中央労働災害防止協会の支援のもと、リスクアセスメント等の実施を促進し、職場における安全衛生水準の向上、労働災害のより一層の減少を図るための取組みを実施してお

り、当協会においてもその一環として産業廃棄物処理業における安全衛生の研修会を開催しました。

日 時 令和3年2月4日(木)

場 所 ウェブセミナー

対象者 経営者、安全衛生担当者等

テマ・講師

1. 安全・健康で働くために（産業廃棄物処理業で働くみなさんへ）

2. 安全衛生活動支援ツールについて

(一社)岩手県産業資源循環協会事務局次長 小原譲

3. 安全衛生活動事例紹介

(1) (株)スパット北上 代表取締役

千葉智英氏 (安全衛生委員長)

(2) 陸中スキット(株) 代表取締役

中村尚司氏 (安全衛生副委員長)

参加者 31名



第3回研修会

「産業廃棄物処理優良事業者育成研修会 中上級コース」

産業廃棄物処理業の鍵となる信頼確保のため、コンプライアンスを最重視した持続的な企業運営を行っていただくための知識習得を目的に開催されました。

日 時 令和3年3月2日(火)

場 所 ウェブセミナー

対象者 経営者、管理者 等

講 師 BUN 環境課題研修事務所 長岡 文明 氏

参加者 79名



協会の動き

優良・環境先進企業の取組みに関する推進事業(推進アドバイザー派遣)

当協会では、産業廃棄物処理業者の更なる資質向上を目指し、企業力を高め、地域社会からも信頼される企業、業界となるよう平成26年度から「優良・環境先進企業の取組みに関する推進事業(推進アドバイザー派遣)」を実施しています。

昨年度の派遣依頼内容は「社員教育・社内研修」「電子マニフェストシステムの操作方法や運用について」等でした。

推進アドバイザー派遣は協会職員が直接会員事業所へ行き、会員様の取扱い品目や受講者のレベルに合わせクイズを交えて研修会を行います。特に新入社員の研修にご好評いただいています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、少人数の研修やオンラインでも対応いたします。

ぜひこの事業をご活用ください。(申込書はHPからダウンロードできます)

【昨年度訪問した会員】

(株)岩手環境事業センター、ニッコー・ファインメック
(株)東北ターボ工業、(株)EJサービス、(株)十文字チキンカンパニー



岩手県産業資源循環協会 推進アドバイザー 派遣を是非ご活用 ください！



募集期間（実施期間）
令和3年4月1日～令和4年3月末日まで

推進アドバイザーとは…

会員企業が、環境に関する先進的な取り組みを行う際のお悩みに関し、協会職員が企業に直接出向き、ご相談にのり、アドバイスいたします。

オンライン（ZOOMなど）でも対応いたします。

例えば…

①社員教育・社内教育について

産業廃棄物処理に関する社内研修会を、テーマに基づいてクイズ等を交え、オリジナルの研修を開催します。

②岩手県 格付け制度・保証金制度について

申請したいけど、書類の作成が難しそう。

③環境省 優良産廃処理業者認定制度について

岩手県の格付け制度との違いは？関係は？

④環境配慮契約法について

⑤電子マニフェストについて（操作体験セミナーの開催等）

⑥その他、産廃に関する相談 など



対象

協会会員企業

派遣料

無料

※1社につき2回までは無料とし、3回目以降は派遣料の実費をご負担いただきます。

相談時間等

相談時間は1回3時間以内

申込み方法

裏面の派遣申込書に必要事項を記載し協会宛にFAXまたはメールでお申込みください。

申込書の内容に応じ適切な職員をアドバイザーとして選定し、日程を調整したのち、派遣します。

【問い合わせ先】

(一社) 岩手県産業資源循環協会

TEL : 019-625-2201

FAX : 019-624-1920

E-mail:info@iwatesanpai.or.jp

担当：小原、菊池

協会の動き

支部だより(県央支部)

岩手県産業資源循環協会 県央支部 支部長 藤原 正基

「支部だより」掲載にあたり一言ご挨拶いたします。

暑さもやっと峠を越したようです。会員の皆様におかれましては未曾有の災禍とはいえ、一致団結してこの難局に立ち向かわれていることと存じます。

はじめに、未だ終息を見ない新型コロナウイルス感染症の最前線で尽力されている医療従事者の皆様や県、市町村の担当者の皆様に心から敬意と感謝の意を表しますと共に、一日でも早い終息を願っております。

さて、県央支部ではコロナ禍において活動を制限されながらも感染予防対策を講じた上で一部実施いたしました。昨年10月には毎年行っている「環境学習」をテーマに盛岡市立乙部中学校の2年生を対象として、株式会社佐藤興産様の産業廃棄物処理施設の業務内容の紹介や各処理機械、設備、車両運搬具の説明を行いました。また、産業廃棄物や一般廃棄物の種類毎の処理フローのパネルを展示し解説も加えました。生徒達の自主活動においては、自らが興味を持ったテーマをさらに掘り下げるため熱心な質問を受ける場面も見られ理解度が深まったように感じました。こうした活動は、地域の会社が日頃行っている仕事をPRする機会としてまた、地域住民との間に良好な関係を構築する上で重要であります。業界全体の悪いイメージや不信感を払拭するための解決手段の一つとされており、引き続き積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、今年6月には役員改選の年ということもあり理事会で悩んだ末、ホテルでの通常総会を開催することとしました。岩手県の新型コロナ対策を遵守するため会食は行わず、お弁当を支給し散会する日程としました。この際、新たに役員が承認され任期まで務めることとなりましたので皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

今後の活動としては、県央支部独自のホームページを作成し、より詳細な会員情報の発信やローカルな情報提供を行いたいと思っております。さらに、小中学校での「出前授業」の実施を模索しており、私達にでも

できる「環境学習」を通して、自分たちの生活行動と環境問題とは密接な因果関係を有していることを理解し、関心を高めてもらえるよう工夫しながら取り組みたいと思っております。今までに混沌とした時代の中、私達からワンチームとなって明るい未来と希望を抱ける「いわて」を信じて、皆さんと一緒に乗り越えていくよう願っております。最後まで一読いただきまして有難うございました。

県央支部 役員

支 部 長	藤原 正基	(有)藤工
副支部長	遠藤 忠寿	(株)遠忠
//	生内 一晶	(株)東北ターボ工業
理 事	千葉 明寿	(株)環境整備
//	引地 康博	(有)開運興業
//	村上 穂樹	盛岡産資源(株)
//	佐藤 亮厚	(株)佐藤興産
監 事	長内 裕司	(株)長内水源工業
//	高橋 秀夫	高橋重機(有)



支部だより(県北支部)

岩手県産業資源循環協会 県北支部 支部長 木村 守

会報「循環いわて」の発行に当り、県北支部より一言ご挨拶申し上げます。

県北支部では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、県北支部のイベントを全て延期といたしました。例年であれば、年に1～2回で実施していた産業廃棄物関連の施設の見学会や環境関連セミナーをはじめとして様々な活動を行い、同業の方々との情報交換などから多くの知識の習得し、また、会員各社における事業展開のためのヒントを得るなど、有効的なイベントとして開催しておりました。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は大都市のみならず、岩手県内においても脅威となっており、様々な経済活動に大きな影響と損失を与える結果となっております。産業廃棄物の動向にもその影響が見られていると感じており、会員各社の事業にも様々な影響を与えております。

今後は、支部活動の再開を新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら慎重に判断しつつ、次年度へ向けて有意義な支部活動を模索していかなければと思います。さらに、持続可能な循環型社会を目指して、支部という企業活動や生活に密着した単位の強みを生かし、地域の安心と快適を支えられるよう尽力できればと考えております。今後とも県北支部の活動にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

県北支部 役員

支 部 長	木 村 守	(株)フクタ
副支部長	藤原 秀美	(有)リサイクルセンター二戸
理 事	兵沢 将勝	(株)マッハ総合計画
//	小川 一哉	(有)一戸浄化槽
//	中塙 邦佳	(株)中塙工務店
//	三上 智徳	(株)丸才
//	大渡 良二	大渡建設(有)
//	扇田 誠二	(有)扇田産業
監 事	小保内敏文	(有)県北衛生社
//	南 壮	(株)ミナミ

中部支部 役員

支 部 長	小 原 研	(株)丸重
副支部長	高 橋 幹一	(株)北日本環境保全
//	高 橋 満	(株)理水興業
理 事	佐藤 直也	(株)マルサ
//	濱 田 博	(株)岩手環境事業センター
//	佐藤 優太	成和建設(株)
//	千葉 智英	(株)スパット北上
監 事	三 浦 貞一	(株)テラ
//	伊 藤 智仁	(株)伊藤組

県南支部 役員

支 部 長	高 橋 優	(有)共同産業
副支部長	菅 原 能興	南部運輸(株)
//	山崎 一郎	(株)オイラー
理 事	菅原今朝男	(一財)水沢環境公社
//	志 和 正浩	(有)志和商店
//	千葉 勝幸	(株)EJサービス
//	星 寿二	(株)広岡組
//	中村みゆき	(有)中村解体
//	小野寺真澄	ニッコー・ファインメック(株)
//	兜 千尋	(有)セレクトクリーン
//	幅 下 俊樹	(有)エス.ケー.ケー.オカド
//	菊 池 由信	(有)リサイクル江刺
//	菅 原 健二	クリーンセンター花泉(有)
監 事	狩 野 公 俊	(株)環境保全サービス
//	後 藤 昭 亀	北日本油設(株)

協会の動き

青年部会だより

青年部会長を務めさせていただいている大安環境の岩崎です。

おかげさまで、現在の部会員数は67名となり、全国でもトップクラスの会員数です。これも協会員各位の青年部会に対するご理解の結果と思っております。

新型コロナウイルスの影響で、最も力を入れている県内外の青年部会員との交流ができない状況ですが、早く終息し、県内外の部会員との交流ができるることを心待ちにしております。

今だからこそ、できることを考え活動していきたいと思いますので今後ともご理解及びご指導のほどよろしくお願いします。

令和2年度の事業報告をさせていただきます。

9月30日、第1回研修会を「青年部会員企業の安全衛生の取り組み」をテーマにオンラインで開催しました。

青年部会の目的の一つである次世代のリーダー育成

のために企画し5回目となります。

この部会員自らが講師となり、発表するという岩手独自の研修会は全国でも良い取り組みと評判です。

初めてのオンラインでの開催でしたが、26名の県内部会員、北海道・東北ブロックの役員に参加していただきました。司会進行は遠藤副会長が務め、事例発表では、兜委員、生内委員、伊藤委員から各社それぞれの体制、訓練方法、他社への助言など、貴重なお話を披露いただきました。

参加した青年部会員から多く質問がされ、とても有意義な時間となりました。



実は、いろいろやってます

- グリストラップ・分離槽の清掃処分
- アスベスト・ダイオキシン対策
- 下水道管路管理
- 超高圧水工事
- 汚泥の収集・リサイクル・処分
- 空調ダクト清掃
- 電気設備工事
- 冷凍冷蔵・空調設備工事
- 油流出対策
- 防水・薬液注入工事
- アルミサッシ・金物・建具工事
- 土木・構造物解体工事



株式会社 東北ターボ工業

www.t-turbo.co.jp

10月22日、毎年恒例となりました県央支部との共催により盛岡市立乙部中学校1年生を対象に環境学習応援事業を行い、70名余りの生徒と先生に参加いただきました。

青年部会員が木くず、空き缶、ペットボトルなどのリサイクルについてパネルを使って説明し、環境クイズにも挑戦してもらいました。全問正解者には、東北ターポ工業の生内社長から記念品が贈られました。



3月17日、濱田会長と青年部役員との意見交換会を初めて開催いたしました。

濱田会長から、親会への協力の一つとして、育成センターの格付け制度についての質問と、参加のお願いがありました。

青年部会長からは、新名称でのスタッフジャンパーの作成をお願いしました。



株式会社 長内水源工業

【産業廃棄物処分業】(安定型埋立処分)

環境資源部

滝沢市上中村1-4 TEL 019-688-0573

処分品目

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| ・廃プラスチック類 | ・ガラスくず | ・がれき類 |
| ・ゴムくず | ・コンクリートくず | |
| ・金属くず | ・陶磁器くず | |

岩手県滝沢市鶴飼笹森10-13

岩手県産業資源循環協会 青年部会入会案内

〈目的〉

本部会は部会員相互の融和、親睦を図り、研修会等を通じて自己啓発に努めるとともに、産業廃棄物の適正処理及び再資源化等に関する知識、技術と教養を深め、企業の幹部として経営の合理的、近代化の推進と協会の発展に寄与することを目的としています。

〈青年部会の活動〉

- ①産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する情報収集と技術の開発並びに調査研究
- ②産業廃棄物に関する県民への広報啓発
- ③県内外部会員相互の情報交換、研修、視察、福利厚生等の事業
- ④協会の事業活動に対する協力支援
- ⑤事業の振興に関する意見の表明
- ⑥その他本部会の目的を達成するため

【入会手続き】

入会申込書に必要事項をご記入いただき、事務局まで申込み願います。(協会HPからダウンロードできます。)

【入会資格】

岩手県産業資源循環協会会員の経営者、後継者並びに代表者から推薦された従業員。50歳迄の方。

【会費】

年間 18,000円 (月額1,500円)



蒲野建設 株式会社
Gamano Kensetsu Corporate

「経営力及び技術力を鍛磨し、顧客に信頼される品質を提供し、地域社会の安定に貢献する」

代表取締役社長 蒲野 敦

〒028-8602 岩手県久慈市山形町川井第9地割32番地2

TEL 0194-72-2211 FAX番号 0194-72-2903

土木建設業・産業廃棄物処理業(収集運搬、中間処理、最終処分)・碎石



有機質リサイクル肥料 [岩手県再生資源利用認定製品]
みのりのパートナー

エコアクション21 製造販売元
認証・登録

株式会社 岩手環境事業センター
〒024-0104 北上市二子町上野112-1
TEL 0197-66-3171
FAX 0197-66-5192

○事業内容

- ・産業廃棄物処分業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物処分業
- ・一般廃棄物収集運搬業
- ・各種設備機器の清掃・保守・管理
- ・他事業あり

○取扱品目

- ・し尿汚泥
- ・有機汚泥
- ・食品加工汚泥
- ・動植物性残さ
- ・木くず
- ・生ごみ

丹内建設株式会社

<https://www.tannai.jp/>



地球とともに
自然とともに
環境とともに

取扱業務：特定建設業・産業廃棄物処理業（中間処理）

本社：〒020-0735 岩手県滝沢市篠木黒畑 56-1

TEL : 019-687-1605 FAX : 019-687-1612 Mail : info@tannai.jp

零石営業所：〒020-0551 岩手県岩手郡零石町笹森 124-45
(中間処理施設)



中間処理施設（施設内）



フジダイヤモンド Z-PWG1352-1型

全産連の動き

第11回定時総会・表彰

6月18日(金)、全国産業資源循環連合会(全産連)第11回定時総会がオンライン開催され、令和2年度事業報告及び決算が承認されました。

また、長年の御功績が認められ下記の皆様が表彰されました。誠におめでとうございます。さらなるご活躍を期待しています。

令和2年度 環境大臣表彰 ※昨年9月23日付け

循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物)

今野 秀實 様(株)理水興業 花巻市

循環型社会形成推進功労者(浄化槽)

関根 信 様(文化企業株) 盛岡市

令和3年度 連合会会長表彰

功 労 者 金田 廣 様(株)サン寿広 盛岡市

地方功労者 藤原 正基 様(有)藤工 盛岡市

地方優良事業所 (株)岩手環境保全 様(大船渡市)

IKC

環境大臣指定の廃棄物処理センター

いわて県北クリーン株式会社

産業廃棄物・一般廃棄物の中間処理

いわて第2クリーンセンター

Tel 0195-42-4085

代表取締役 生藤 勇(いけふじ いさむ)

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

WATER-OFF-ALL

~心地よい生活環境創り~



株式会社 理水興業

〒025-0065 岩手県花巻市星が丘二丁目16番12号

TEL 0198-23-5395 FAX 0198-24-7139

URL <https://www.risui-kogyo.co.jp>

産業廃棄物収集運搬

汚泥リサイクルセンター(産業廃棄物中間処理施設)

〒024-0211 岩手県北上市口内町松越134番地1

北海道・東北地域協議会

公益社団法人全国産業資源循環連合会(全産連)は、47都道府県協会を正会員とする全国団体で、国や各界と連携して産業廃棄物の適正処理と資源循環を推進しています。地域協議会は、地域の状況に応じた取組を支援するために全国8ブロック単位で設置された内部組織です。

本会が所属する北海道・東北地域協議会では、7道県の会長と全産連本部の役員が諸課題への対応を協議するため、毎年6月と10月の定期総会等を開催しています。

最近の議題は、①環境産業の振興(自由民主党の産業・資源循環議員連盟(9月1日現在、国会議員107名)への政策提案)、②中国の輸入規制に端を発したプラスチック類の資源循環、③県市町村における災害廃棄物処理の支援、④労働災害の防止等です。いずれも中長期的な取組が必要であるため、継続案件となっています。

また、全産連では、災害時の連携を迅速かつ円滑に実施するため、令和元年に災害廃棄物委員会を設置して体制強化等を図っています。本会の新沼副会長は、北海道・東北地域協議会の推薦により当初から委員として委嘱されています。

協議会役員(平成18年度～)

任期	会長	副会長	副会長	監事
平成18	□鈴木安利／福島	◎伊藤正志／山形	○谷口二朗／北海道	門脇生男／岩手
19～22 23～24	□伊藤正志／山形	◎門脇生男／岩手		増田教正／青森 佐藤俊彦／福島県
25～29	□門脇生男／岩手	◎佐藤俊彦／福島	鈴木昇／宮城	山岡緑三郎／秋田
30～ 令和元	□佐藤俊彦／福島	◎鈴木昇／宮城	山岡緑三郎／秋田	
令和2～3	□鈴木昇／宮城	◎山岡緑三郎／秋田	天内修／青森	

全産連役員への就任： □副会長 ◎理事 ○監事

産業廃棄物処理業

有限会社 長谷川重機

代表取締役 長谷川 千 津

本 社	〒024-0104 北上市二子町才の羽々116 TEL (0197)66-4398 FAX (0197)66-6641
湯沢事業所	〒024-0045 北上市湯沢3地割16番1号 TEL (0197)65-0220 FAX (0197)65-0220

岩手県からのお知らせ

古い建物を所有している事業者の皆様へ

岩手県からのお知らせ

PCB廃棄物の処分期限が迫っています。 早く処分を進めてください！

電気・照明機器にPCBが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサー

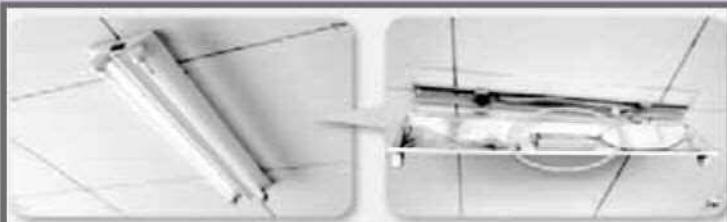


トランス（変圧器）

【確認の仕方】

○電気機器の変圧器やコンデンサを使用している場合は、会社の電気主任技術者または東北電気保安協会（電気主任技術者業務を東北電気保安協会に委託している場合に限る。TEL019-631-2552）に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯（業務用）の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年3月以前のもの

【確認の仕方】

○安定器は、昭和52年3月までに建築・改修された建物や屋外の照明器具（蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯など）に使用されている可能性があります。照明機器のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

※PCBが含有する安定器か自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（<https://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>）

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで連絡してください！



健康被害が出るおそれがあります！



処分しないと罰則！ 処分できなくなる！



まもなく
処分できなくなる！

1 岩手県内のP C B廃棄物の処分先と処分期限について

- P C B廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- 国際条約と法律でP C B廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度P C B廃棄物 ※PCB濃度が0.5% (=5,000ppm)を超えるもの	低濃度P C B廃棄物 ※PCB濃度が0.5% (=5,000ppm)以下のもの、可燃性PCB汚染物は10% (=100,000ppm)以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所 (J E S C O) 電話 03-5765-1197	○無害化処理認定施設等 ※下記一覧表を参照のこと
期限	○変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで ○安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで	○全て 令和9年3月31日まで
料金	上記J E S C Oにご確認ください。	下記各施設にご確認ください。

※収集運搬委託先は（一社）岩手県産業資源循環協会 (Tel019-625-2201) にご相談下さい。

事業者名 (低濃度P C B廃棄物処理) ※東北に所在するもの (洗浄施設を除く。)抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 Tel0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 Tel0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 Tel018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 Tel03-6847-7011	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 Tel0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は10%以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設

2 処理費用の融資制度や費用割引制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金 (P C B廃棄物処分関連)」の融資対象となります。

詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店 (Tel019-623-6125) にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた割引制度

高濃度P C B廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。

(中小企業: 70%、個人・破産者: 95%)

詳しくはJ E S C O (Tel03-5765-1935) にお問い合わせください。

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】

県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369

産業廃棄物の排出及び処理実績等（令和元年度実績）について

皆様から提出いただいております実績報告書のとりまとめ結果についてお知らせいたします。

1. 産業廃棄物の排出状況

① 盛岡市内総排出量

令和元年度の1年間に盛岡市内で排出された産業廃棄物の排出量は503千トンで、岩手県全体2,532千トンの19.9%となっています。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
排出量(千トン)	721	686	514	505	503

② 業種別排出量、種類別排出量

種類別にみると、汚泥が251千トン(50%)で最も多く、次いでがれき類の排出量が186千トン(37%)、となっており、この2種類で全体の87%を占めています。

また業種別にみると、建設業が248千トン(49%)で最も多く、次いで、電気・水道業が 231千トン(46%)となっています。この2業種で全体の95%を占めています。



図1.1 産業廃棄物の種類別の排出量

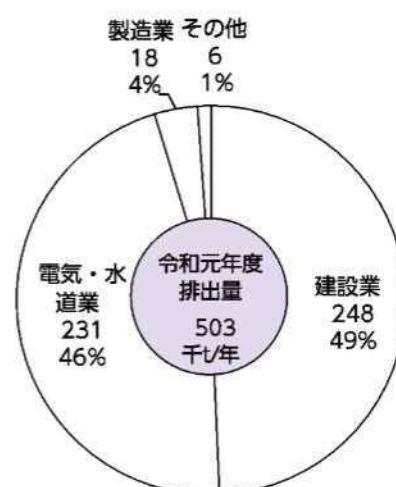


図1.2 産業廃棄物の業種別の排出量

2. 産業廃棄物の処理状況

排出量503千トンのうち、98%に当たる491千トンが中間処理量となっています。この中間処理により255千トン(51%)が減量されています。

再生利用量は、排出量の46%に当たる233千トン、最終処分量は15千トンで、排出量の3%となっています。

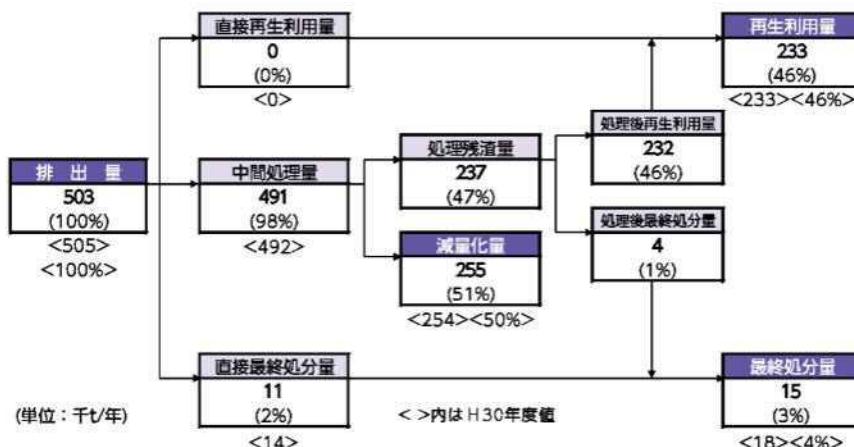


図2 令和元年度の産業廃棄物の処理状況

新入会員の紹介

下記の方が入会しました。よろしくお願ひいたします。

(有)シンエイ	代表取締役 長内裕司 〒020_0664 岩手県滝沢市鶴鉢森10_13 TEL 019_684_2666 FAX 019_684_2664
収集運搬業	燃え殻・汚泥・魔ブラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類

丹内建設(株)	代表取締役 丹内心一 〒020_0735 岩手県滝沢市篠木黒畑56_1 TEL 019_687_1605 FAX 019_687_1612
収集運搬業	魔ブラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
処分業 中間処理(破碎)	木くず

フジメタルリサイクル(株) 北上工場	東北支配人 柴田雅悦 〒024_0014 岩手県北上市流通センター24_33 TEL 0197_68_4211 FAX 0197_68_4311
収集運搬業	汚泥・魔ブラ・紙くず・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラス陶磁器くず・がれき類
処分業 中間処理(圧縮・切断)	魔ブラ・金属くず・ガラス陶磁器くず

会員募集中

当協会は、公益法人として地域社会に密着した事業活動を通じ、廃棄物処理の適正化を推進し、環境保全の維持発展・循環型社会の形成を目指しております。

会員増強においては、日頃努力をしているところですが、より健全に発展し続けていくために多くの仲間が大同団結することが必要です。

当協会に加入されていない処理業者及び排出事業者の方々に当協会の事業をご理解いただき、是非とも入会をお勧めくださいますようお願い致します。

事業と会員サービスを一部ご紹介

- 産業廃棄物処理業の許可更新時期についてお知らせ。
- 環境関連法令・制度に関する最新情報のご提供。
- 経営者・実務者対象の研修会等、先進施設の視察会。
- 会員情報を活用し、排出事業者等からの照会に情報提供。

★つづきは、協会HPへ★

入会申込書もDLできます

変更届提出のお願い

会員事項に変更があった時は「変更届」を提出してください。
変更届は協会HPよりダウンロードできます。

会員事項の変更届

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
会長 濱田 博 殿

住 所

名 称

氏名又は代表者名

㊞

一般社団法人岩手県産業資源循環協会会員として承認されている事項について、変更がありましたので届け出します。

記

変更事項		<input type="checkbox"/> 名称	<input type="checkbox"/> 事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 代表者	
		<input type="checkbox"/> 事業の範囲（業の区分） <input type="checkbox"/> その他（TEL、FAX、郵送先等）			
名 称	変 更 前				
	変 更 後				
事務所の所在地	変 更 前				
	変 更 後				
代表者	変 更 前				
	変 更 後				
事業の範囲 (業の区分)	岩手県許可	変更前	<input type="checkbox"/> 収集運搬	<input type="checkbox"/> 中間処理	<input type="checkbox"/> 最終処分
		変更後	<input type="checkbox"/> 特管収集	<input type="checkbox"/> 特管中間	<input type="checkbox"/> 特管最終
	盛岡市許可	変更前	<input type="checkbox"/> 収集運搬	<input type="checkbox"/> 中間処理	<input type="checkbox"/> 最終処分
		変更後	<input type="checkbox"/> 特管収集	<input type="checkbox"/> 特管中間	<input type="checkbox"/> 特管最終
その他	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 年 月 日	令和 年 月 日				
届 出 年 月 日	令和 年 月 日				

1. 名称、事務所の所在地、氏名又は代表者の変更の場合は、登記簿謄本（写しでも可）
又は抄本、個人にあっては申立書類を添付して下さい。
2. 事業の範囲（業の区分）の変更の場合は、許可証の写しを添付して下さい。

2021年度許可申請等に関する講習会の日程について(東北地域10月以降)

今年度の講習会は、各自で事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式により行います。お申込は、JWセンターHPからWEB申込みのみの受け付けなのでご留意願います。

試験の申込が完了した後、JWセンターから教材が送付されますので、試験前日までに受講を完了してください。

東北地区の10月以降の試験開催日程は下表のとおりです。岩手会場は今年度は既に終了しており、10月以降の開催はありません。

コロナウィルス感染症拡大防止のため、定員が例年の半分程度になっております。下記の日程のうち、既に定員に達したため申込みが締め切られている会場がありますのでご注意ください。

また、各課程には最終申込受付期限がありますのでご留意ください。

2021年10月～2022年3月の講習会試験日程

課程	青森	宮城	秋田	山形	福島
新規 収集運搬	10/7 PM 10/8 PM	3/15 AM・PM	12/16 PM	11/17 AM	3/3 AM・PM
新規 処分					11/16 AM 11/17 AM
更新 収集運搬	12/2 PM 12/3 PM	10/13 AM・PM 2/8 PM 2/9 PM	12/16 AM 12/17 PM	11/16 PM 11/17 PM	11/16 PM 11/17 PM 2/17 PM 2/18 PM
更新 処分	10/7 AM 10/8 AM	12/14 AM・PM			
特別管理産業廃棄物 管理責任者	12/2 AM 12/3 AM	2/8 AM 2/9 AM	12/17 AM	11/16 AM	11/18 AM 2/17 AM 2/18 AM

*申込状況および全国の日程については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターHP (<http://www.jwnet.or.jp>)をご覧ください。

*2022年度より講習会の申し込みはWEB申込みのみとなります。

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと効力を失います。許可証の有効期限がいつなのか、常に注意しておきましょう。

講習会修了証の有効期限は、講習会終了日の日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

産業廃棄物処理業に関する申請手続やご相談は行政書士へ

行政書士は、他人の依頼を受け、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理を行うほか、遺言書等の権利義務に関する書類や、各種図面類等の事実証明に関する書類の作成などを行い、以って国民の権利利益の実現に資する事を目的とする国家資格者です。

産業廃棄物を取り巻く状況は日々刻々と変化しており、いち早く関係法令についての新しい情報を収集するとともに、その対応を検討することが求められます。

岩手県行政書士会では、会員向けの研修会を開催するなど、産業廃棄物関連業務に関する調査及び研究を推進し、各会員が書類作成のみならずコンサルタントとしてもお客様にご満足いただけるよう、常に研鑽に努めています。

膨大で複雑な書類作成や関係業務を行政書士にお任せいただくことにより、事業者の皆様における効率的な事業活動の展開及び産業廃棄物の適正な処理に資することができるものと確信しております。行政書士をぜひご活用ください。

令和3年

産業廃棄物処理・自動車リサイクル法関連対応行政書士名簿

支 部	行政書士名	郵便番号	事 務 所 住 所	電話番号
盛岡	阿 部 隆	020-0104	盛岡市小鳥沢一丁目24番4号	019-662-7618
	阿 部 英 男	020-0135	盛岡市大新町19番7号	019-646-7854
	岩瀬 森の助	020-0878	盛岡市肴町3番30-208号	019-652-2637
	岩野 光 進	020-0024	盛岡市菜園一丁目12番25号Enビル1階	019-656-7425
	岩 渕 渉	020-0111	盛岡市黒石野三丁目17番8号	019-613-5818
	小笠原 和 彦	020-0831	盛岡市三本柳24地割6番地	019-681-3855
	岡 田 秀 治	020-0807	盛岡市加賀野二丁目10番15号	019-604-8230
	小田島 剛	020-0877	盛岡市下ノ橋町6番4号 下ノ橋ビル2階	080-5225-4747
	上 總 隼	020-0312	盛岡市砂子沢第10地割92番地	019-681-8686
	加 藤 哲 一	020-0141	盛岡市中屋敷町4番40号	019-647-2883
	菊 池 静 哉	020-0881	盛岡市天神町10番27号	019-653-2040
	行政書士法人グランプラス盛岡事務所	020-0835	盛岡市津志田14地割126番地	019-601-4855
	熊 谷 忠 市	020-0105	盛岡市北松園二丁目26番2号	019-662-8268
	堺 田 幸 志	020-0021	盛岡市中央通一丁目11番17号第2大通ビル4階	019-652-7910
	佐々木 哲	020-0667	滝沢市鶴飼向新田159番地7	019-687-6156
	笹 木 正	020-0133	盛岡市青山四丁目25番2号	019-645-1450
	佐々木 達 也	020-0866	盛岡市本宮四丁目1番6号トーニチビル3階	019-601-9921
	佐々木 安 吉	020-0851	盛岡市向中野二丁目52番10号	019-631-2158
	楢 田 淳	020-0023	盛岡市内丸6番5号	019-652-2839
	鈴 木 ヒサ子	020-0836	盛岡市津志田西一丁目6番70号カルマンド3号	090-6226-3836
	橘 真	020-0136	盛岡市北天昌寺町13番30号	080-5224-1699
	館 洞 明	020-0823	盛岡市門一丁目8番13号	019-618-8432
	露 崎 二三男	020-0817	盛岡市東中野字見石28番地7	019-651-5025

支 部	行政書士名	郵便番号	事 務 所 住 所	電話番号
盛岡	中澤 弘文	020- 0064	盛岡市梨木町12番25号 A号室	019- 622- 1823
	中屋敷 裕	020- 0121	盛岡市月が丘一丁目17番7号	019- 645- 0370
	廣嶼 文哉	020- 0126	盛岡市安倍館町18番24- 205号	019- 681- 0315
	二ツ神 厚子	020- 0004	盛岡市山岸四丁目2番17号	019- 601- 2535
	古澤 伸	020- 0824	盛岡市東安庭三丁目12番23号	019- 623- 8640
	横山 信英	020- 0004	盛岡市山岸2丁目4番16号	019- 625- 6838
	横山 勝	020- 0065	盛岡市西下台町18番32号 Vivo01 2階A号	019- 613- 7260
	吉田 勝男	020- 0122	盛岡市みたけ一丁目9番45号	019- 641- 3270
紫波	菊池 敏江	028- 3304	紫波郡紫波町二日町字向山41番地	019- 672- 4734
	行政書士法人 岩手許認可センター	028- 3621	紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割501番地25	019- 697- 8868
	中屋敷 勤	028- 3603	紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割9番地20	019- 697- 7899
	細川 榮子	028- 3626	紫波郡矢巾町大字岩清水11- 27- 2	019- 697- 5770
花巻	秋庭 裕史	028- 3101	花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地61	0198- 29- 4163
	金矢 健次	025- 0002	花巻市西宮野目第13地割129番地8	0198- 26- 5522
	鎌田 芳雄	025- 0075	花巻市花城町10番2号	0198- 23- 2189
	永田 依津子	025- 0084	花巻市桜町三丁目53番地	0198- 22- 7576
	鎌田 吉隆	025- 0063	花巻市下小舟渡37番地3 エステート下小舟渡貸店舗 2-A号室	0198- 41- 5151
北上	伊藤 榮樹	024- 0094	北上市本通り一丁目8番32号	0197- 64- 0195
	小田島 正志	024- 0022	北上市黒沢尻一丁目12番1号	0197- 63- 6101
	斎藤 徳志	024- 0073	北上市下江釣子16地割181番地3	0197- 62- 7411
	斎藤 斎	024- 0004	北上市村崎野11地割41番地	0197- 68- 2833
	佐藤 茂	024- 0061	北上市大通り三丁目7番48号	0197- 72- 5098
	藤原 尚彦	020- 0024	北上市中野町三丁目13番5号	0197- 75- 5052
水沢	相原 正明	023- 1131	奥州市江刺愛宕字橋本119番地	0197- 35- 2134
	安倍 文孝	023- 0805	奥州市水沢字齊の神122番地1	0197- 24- 5880
	小野寺 豊文	023- 0047	奥州市水沢字立町89番地5	0197- 23- 2757
	海鋒 昌江	023- 1104	奥州市江刺豊田町一丁目11番20号	0197- 35- 0010
	神山 重久	023- 0865	奥州市水沢字桜屋敷36番地1 3号棟	0197- 24- 3946
	佐藤 勇行	029- 4202	奥州市前沢白山字館17番地	0197- 56- 2378
	菅原 今朝男	023- 0003	奥州市水沢佐倉河字栗木町46番地	0197- 24- 7879
一関	遠藤 美佳	021- 0885	一関市田村町6番地27 2F B号	0191- 88- 9067
	及川 実	029- 0601	一関市大東町中川字柳ノ平8番地	0191- 74- 2829
	黒川 智之	021- 0011	一関市山目町三丁目1番17号	0191- 23- 3697
	佐藤 公一	029- 0131	一関市狐禪寺字田谷下47番地	0191- 26- 0066
大船渡	藤原 美智子	022- 0006	大船渡市立根町字田谷62番地1	0192- 47- 5852
	休石 庄太郎	022- 0002	大船渡市大船渡町字茶屋前54番地1	0192- 27- 9710
遠野	多田 恵美子	028- 0524	遠野市新町3番6号	0198- 62- 9336
釜石	猪又 信幸	026- 0021	釜石市只越町2丁目3番9号101	0193- 55- 5685
宮古	隅田 哲晴	027- 0085	宮古市黒田町6番23号	0193- 63- 3067
久慈	大澤 仁悦	028- 0023	久慈市新中の橋第37地割94番地7	0194- 53- 4856
	行政書士法人リブル法務	028- 0024	久慈市栄町第37地割148番地1	0194- 52- 2938
二戸	及川 正信	028- 6103	二戸市石切所字穴切6番地2	0195- 23- 9797
	十文字 國子	028- 5711	二戸市金田一字八ツ長275番地	0195- 23- 3001
	柳平 幸男	028- 5312	二戸郡一戸町一戸字越田橋30番地2	0195- 32- 3090

産業廃棄物に係る報告書等について

区分	報告書の種類	番号
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績を報告したい ・産業廃棄物収集運搬業者 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者	産業廃棄物の運搬実績報告書 特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	1
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績を報告したい ・産業廃棄物処分業者 ・特別管理産業廃棄物処分業者	産業廃棄物の処分実績報告書 特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	2
産業廃棄物の処理実績を報告したい ・産業廃棄物処理施設設置者	産業廃棄物処理実績報告書	3
特別管理産業廃棄物の処理実績を報告したい ・特別管理産業廃棄物を排出する事業者	特別管理産業廃棄物処理実績報告書	4
最終処分場の残余容量を報告したい ・最終処分場を設置している事業者	廃棄物最終処分場残余容量報告書	5
産業廃棄物の最終処分場の維持管理費用やその算定の基礎等について報告したい ・特定産業廃棄物最終処分場の設置者	特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	6
多量排出事業者・準多量排出事業者の産業廃棄物の処理計画を提出したい ・(特別管理)産業廃棄物の多量・準多量排出事業者	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書 準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書	7
多量排出事業者・準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況を報告したい ・多量・準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書 準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	8
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況を報告したい ・前年度1年間において産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者	産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書	9

1. 岩手県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書(様式第25号)
 盛岡市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書(様式第32号)
 対象事業者：産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者

発生事業所	運搬先	提出先		備考
		岩手県	盛岡市	
岩手県内(盛岡市除く)	岩手県内(盛岡市除く)	○	—	「☆」は盛岡市内に積替え・保管施設を有する場合に提出(県への報告は必要ない)。
	盛岡市内	○	☆	
	岩手県外	○	—	
盛岡市内	岩手県内(盛岡市除く)	○	☆	岩手県の提出先 ・県庁資源循環推進課(盛岡市内の事業者及び県外事業者) ・管轄振興局(環境衛生課)(上記以外)
	盛岡市内	○	☆	
	岩手県外	○	☆	
岩手県外	岩手県内(盛岡市除く)	○	—	盛岡市の提出先 盛岡市廃棄物対策課
	盛岡市内	○	☆	

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

※2 実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

※3 県の許可を有する収集運搬事業者であり、かつ盛岡市内に積替え・保管施設を有する場合において、次に掲げる運搬経路の場合には、実績報告書の提出は県庁資源循環推進課(盛岡市内の事業者及び県外事業者)又は管轄振興局(それ以外)となります。

発生事業所	積替え・保管施設	運搬先
岩手県内(盛岡市除く)及び岩手県外	盛岡市内(経由地)	岩手県内(盛岡市除く)及び岩手県外

2. 岩手県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式第26号)

盛岡市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式第33号)

対象事業者：産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者

事業者区分	提出先
岩手県内(盛岡市を除く)に存する産業廃棄物処理施設で処分	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市内に存する産業廃棄物処理施設で処分	盛岡市(廃棄物対策課)
移動式処理施設	岩手県(管轄振興局環境衛生課) 及び盛岡市(廃棄物対策課)

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

※2 実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

3. 岩手県産業廃棄物処理実績報告書(様式第23号)

盛岡市産業廃棄物処理実績報告書(様式第30号)

対象事業者：産業廃棄物処理施設設置者

事業者区分	提出先
岩手県内(盛岡市除く)廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市内に設置	盛岡市(廃棄物対策課)

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

※2 実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

4. 岩手県特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式第24号)

盛岡市特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式第31号)

対象事業者：特別管理産業廃棄物を排出する事業者

事業者区分	提出先
岩手県内(盛岡市除く)特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市内に設置	盛岡市(廃棄物対策課)

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

※2 実績がない場合は「実績なし」と記載して、提出してください。

5. 岩手県廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第20号)

盛岡市廃棄物最終処分場残余容量報告書(様式第34号)

対象事業者：最終処分場を設置している事業者

事業者区分	提出先
岩手県内(盛岡市を除く)に最終処分場を設置	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市内に設置	盛岡市(廃棄物対策課)

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

6. 岩手県特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第21号)

盛岡市は岩手県と同じ様式です。

対象事業者：特定産業廃棄物最終処分場の設置者

事業者区分	提出先
岩手県内(盛岡市を除く)に特定産業廃棄物最終処分場を設置	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市内に設置	盛岡市(廃棄物対策課)

※1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

7. 岩手県多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(様式第二号の八)

準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(様式第一号)

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(様式第二号の十三)

盛岡市多量排出事業者の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理計画書は岩手県と同じ様式です。

準多量排出事業者は盛岡市廃棄物処理計画書(様式第3号)

対象事業者：産業廃棄物の排出量が年間1,000t以上の事業者(多量排出事業者)

年間500t以上1,000t未満の事業者(準多量排出事業者)

特別管理産業廃棄物の年間排出量が50t以上の事業者

種類	会社名	発生量		区分		提出先		備考
		岩手県	盛岡市	多量	準多量	岩手県	盛岡市	
産業廃棄物	A社	1100t	—	○	—	○	—	岩手県の提出先 管轄振興局 (環境衛生課) 盛岡市の提出先 盛岡市廃棄物 対策課
		—	700t	—	○	—	○	
	B社	600t	—	—	○	○	—	
		—	100t	—	—	—	—	
	C社	100t	—	—	—	—	—	
		—	500t	—	○	—	○	
	D社	—	1100t	○	—	—	○	
		—	—	—	—	—	—	
特別管理 産業廃棄物	E社	50t	—	○	—	○	—	盛岡市の提出先 盛岡市廃棄物 対策課
		—	12t	—	—	—	—	
	F社	—	52t	○	—	—	○	
		10t	—	—	—	—	—	

*1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出部数は1部となります。

8. 岩手県多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の九)

準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号)

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)

盛岡市多量排出事業者の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理計画実施状況報告書は岩手県と同じ様式です。

準多量排出事業者は盛岡市産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第4号)

対象事業者：多量排出事業者・準多量排出事業者の(特別管理)産業廃棄物処理計画を提出した事業者

*1 岩手県への提出の場合は2部となります。盛岡市への提出の場合は1部となります。

9. 岩手県産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書(様式第三号)

盛岡市は岩手県と同じ様式です。

対象事業者：前年度1年間において産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者

事業者区分	提出先		備考
	岩手県	盛岡市	
岩手県内(盛岡市除く)事業所において排出された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理を委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者	○	—	岩手県(管轄振興局環境衛生課)
盛岡市の事業所において排出された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理を委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者	—	○	盛岡市(廃棄物対策課)

*1 岩手県・盛岡市ともに提出部数は1部となります。

*2 電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにより各都道府県知事に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

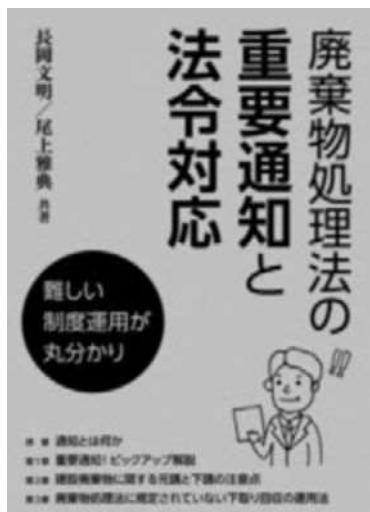
受付窓口

岩手県受付窓口	住 所	電話番号
県庁資源循環推進課	〒020- 8570 盛岡市内丸10- 1	019- 629- 5380
盛岡広域振興局保健福祉環境部	〒020- 0023 盛岡市内丸11- 1	019- 629- 6563
県南広域振興局保健福祉環境部	〒023- 0053 奥州市水沢大手町5- 5	0197- 48- 2422
花巻保健福祉環境センター	〒025- 0075 花巻市花城町1- 41	0198- 41- 5405
一関保健福祉環境センター	〒021- 8503 一関市竹山町7- 5	0191- 26- 1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	〒026- 0043 釜石市新町6- 50	0193- 27- 5523
宮古保健福祉環境センター	〒027- 0072 宮古市五月町1- 20	0193- 64- 2218
大船渡保健福祉環境センター	〒022- 8502 大船渡市猪川町字前田6- 1	0192- 22- 9814
県北広域振興局保健福祉環境部	〒028- 8042 久慈市八日町1- 1	0194- 66- 9681
二戸保健福祉環境センター	〒028- 6103 二戸市石切所字荷渡6- 3	0195- 23- 9219

盛岡市受付窓口	住 所	電話番号
廃棄物対策課	〒020- 8531 盛岡市若園町2- 18 3階	019- 651- 4111(代)

廃棄物処理法の 重要通知と法令対応 —難しい制度運用が丸分かり—

尾上雅典・長岡文明 著



廃棄物処理法の重要通知をピックアップして1冊にまとめ、専門家による制度解説と解説を加えたもの。処理業者、排出事業者、行政担当者等の実務者必見の書。

A4判 112頁 定価 2,200円(税込) 別途送料400円

2015年版 全国産廃処分業 中間処理・最終処分 企業名覧



全国各県等の許可情報をこの一冊に集約!

【掲載項目】

社名／電話番号／処理方法／所在地／URL／取り扱う産業廃棄物の種類

B5判 660頁 定価 6,600円(税込) 別途送料650円

環境関連機材カタログ集 2022

B5判 82頁 定価 1,100円(税込) 別途送料350円

廃棄物処理法と産廃管理マニュアル 入門と実践!

尾上雅典 著
A5判 160頁 定価 1,980円(税込) 別途送料350円

遺品整理コンプライアンス —違法行為をしないために—

阿部剛 著
A5判 120頁 定価 1,650円(税込) 別途送料350円

ゼーんぶわかる 廃棄物処理実務

～難しい法律をとっても分かりやすくポイント解説～
尾上雅典 著
A5判 188頁 定価 2,304円(税込) 別途送料400円

小水力発電事例集

全国小水力利用推進協議会 編纂
■2016 A4判 64頁 定価 896円(税込) 別途送料200円
■2018 A4判 64頁 定価 896円(税込) 別途送料200円

環境・自動車リサイクル辞典

監修JARA

(特定非営利活動法人 全日本自動車リサイクル事業連合)
A5判 295頁 定価 2,200円(税込) 別途送料400円

再生可能エネルギー先進国インド —知られざる巨大市場の素顔—

和田幸子 著

A5判 229頁 定価 2,409円(税込) 別途送料400円

写真で振り返る 東京の清掃事業

A4判 フルカラー 92頁 定価 500円(税込) 別途送料400円

新訂・廃棄物のやさしい化学

村田治徳 著

■第1巻 有害物質の巻 A5判 317頁 定価 4,191円(税込) 別途送料400円
■第2巻 油脂と簡プラスチックの巻 A5判 209頁 定価 2,723円(税込) 別途送料350円

ゴミック「廃貴物」

ハイ・ムーン(高月絵)作画

■第5集 A5判 120頁 定価 1,466円(税込) 別途送料350円
■第6集 A5判 116頁 定価 1,466円(税込) 別途送料350円
■第7集 A5判 116頁 定価 1,047円(税込) 別途送料350円
■第9集 A4判 64頁 定価 1,650円(税込) 別途送料350円

お問い合わせは

株式会社 クリエイト日報

- [東京] 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5 ☎03(3262)3465 Fax03(3263)2560
- [大阪] 〒541-0054 大阪市中央区南本町1-5-11 ☎06(6262)2401 Fax06(6262)2407
- 日報インターネット <http://www.nippo.co.jp/book/>



株式会社 佐々智工建

一般建設業 ●とび・土工工事業 ●解体工事業

産業廃棄物収集運搬業 許可番号：岩手県知事許可(般-30)第20572号

〒020-0811 盛岡市川町20番15号

TEL 019-656-9730 FAX 019-656-9731

一般社団法人岩手県産業資源循環協会賛助会員

阿部隆 行政書士事務所

〒020-0104 盛岡市小鳥沢1-24-4 連絡先 019-662-7618

産業廃棄物収集運搬(廃タイヤ・建設廃材・解体廃材・オフィスごみ)
一般廃棄物収集運搬(紫波町・矢巾町・盛岡市・滝沢市・零石町)

有限会社タカショウ 代表取締役 高橋 讓

〒028-3441 紫波町上平沢字川原田177-1
TEL 019-673-7874 FAX 019-673-7875
<https://www.iwate-takasho.com/>

重 株式会社 丸重

◎本社 〒024-0004 岩手県北上市村崎野 15-312-7 TEL 0197-66-3126 FAX 0197-66-5438

【業務内容】

- ・一般建設業（土木工事、造園工事）
- ・木くず、アスファルト塊、コンクリート塊の中間処理
- ・再生骨材の販売（RC-40、AS-13mm 等）
- ・建設機械の賃貸業
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物等の収集運搬
- ・木材チップによる暗渠排水管被覆材の販売
- ・一般区域貨物自動車運送業
- ・造園業（KENガーデンプランニング）

◎パークまるじゅう(産業廃棄物中間処理場)

〒024-0003 岩手県北上市成田 2-4-15 TEL 0197-66-3127 FAX 0197-72-5088

異聞余話

(光武者)

盛岡藩士の北十左衛門信景(のぶかげ)は、伊達政宗が扇動したとされる和賀・稗貫地方で起きた一揆を鎮めた功績により盛岡藩初代藩主南部利直に認められました。また、鹿角郡白根で金脈を発見し、ほかにも多くの金山を開発し藩に莫大な利益をもたらしました。

信景の十歳余りの息子・十蔵は南部利直の小姓をしていました。ある日、食事に小石が混じっていたため南部利直から料理人の手打ちを命じられましたが、返り討ちに合い死んでしまいます。これに怒った信景は役職を放棄します。信景は南部利直から謹慎を命じられましたが、藩の大量の金を持ち出して大坂城に走ります。信景は、派手な甲冑を身に付けて活躍したことから「南部の光り武者」と称されました。大坂冬の陣の最中、城から放たれた矢の中に「南部十左衛門信景」の銘があるものが見つかりました。

南部利直は徳川秀忠から詰問され窮地に陥りましたが、「信景が出奔して勝手に南部姓を名乗っているだけで、当方には謀反の心はない」と弁明し、一時的な謹慎だけで盛岡領は温存されました。冬の陣の際に南部利直が徳川家康の本陣に琥珀を「香」として持参したという話もありますが、久慈産の琥珀は「香」としての効果はないようですので、外国産の乳香を届けたのではないかでしょうか。これで許されたとは到底思えませんが。

夏の陣後、信景は大坂城を脱出して伊勢に逃げましたが捕えられ、盛岡に送られて処刑されました。処刑は残酷なもので、指を一本ずつ切り落とし、最後には南部利直自らが弓でとどめを刺して首をさらしたということです。

信景について記録されている最も古いものは、盛岡藩士伊藤祐清が寛保元(1741)年に著した「祐清私記」とされています。記されている内容は、

大豆程の白き石入たるを不被知召被召上しか、御歯にあたりけるを吐出給ぬ、(略)屋形憤の御顔にて然らば彼を計て討て来よと、大さめさやの御脇差を渡給へば・・・

しかし、十蔵は逆に切られてしまいます。

内政、外交とも冷静で卓越した政治手腕を發揮した南部利直が元服前の少年に料理人を討てと命じることなど考えられません。藩主自ら手を下して処刑するということも考えられないことです。

そもそも「祐清私記」は玉石混交型口承物語的歴史書、要するに嘘八百混じりと皮肉られている書物です。執筆の時期は処刑から100年以上も経過しており、多くの矛盾や誤りが指摘されていますので、歴史書というよりも昔話集と受け止めた方がよさそうです。

ではどのように解釈したらいいのでしょうか。

金山経営などに手腕を發揮した信景という人物が実在したことは確かだと思いますが、大坂城で派手な甲冑を身に付けて戦った人物と同一とは思えません。

一揆を鎮めた人物、金山開発に手腕を發揮した人物、大坂城で戦った人物、処刑された人物と4人いてもおかしくない。

い。処刑が完全な見せかけだったとすれば3人いてもおかしくないと思います。

記録には豊臣秀頼から「南部・津軽を御恩賞に宛行わるべく仰せ出され、御約束の御印紙・御盃を下され」とありますので、やはり裏工作説が興味深いです。

大坂城に籠り徳川軍と戦った南部左門という武将も南部利直の小姓で罪があつて逃亡したとされています。話が似ていて信景を南部左門と混同している可能性もあります。南部左門は大坂城が落ちる時に城にいた徳川秀忠の娘千姫の護衛を務めその功で助命されました。その後徳川家康の十男徳川頼宣の家臣になるなど命運は大きく異なります。

真田信之と幸村兄弟が東西に分かれて戦った話が有名ですが、全国の多くの武家が保険をかけて徳川方と豊臣方に分かれて戦ったのではないでしょうか。

信景は意図的に大阪方に派遣されたという説もあり、政略が得意な南部利直だったらあり得る話です。そもそも内密とはいえた公認された相当な資金と組織がなければできないことです。

一方、料理人を討たせたという話はどういう解釈すればいいのでしょうか。ふと思いつくのがバカ殿様の話です。伊達政宗が江戸城でいきなり老中酒井忠勝に相撲を仕掛けたという話があります。バカ殿様ぶりを演じたことのようですが、したたかさで有名な伊達政宗の場合は却つて幕府から警戒されたことでしょう。大坂城の件で南部利直が謹慎だけで済んだのは、幕府が伊達政宗を警戒し、いつでも北方から牽制できるようにしたかったからではないでしょうか。

南部利直の場合も家臣から「転んでもただでは起きない殿様」と言っていたようですので、幕府から睨まれないようにバカ殿様を演じる必要があったのかも知れません。そうだとすれば大部分がフィクションになり納得できます。

信景の墓と伝わる文字が刻まれていない石碑が盛岡の国道沿いにあります。藩主が見回りする御巡見の時には倒していたといいますが、藩が知らなかったとは考えられません。事前に倒しておくようにと藩から指示されたのではないでしょうか。藩としては墓など存在しないことになっていて、民衆からは英雄扱いされていたと解釈すれば無名碑が現在まで大切にされてきたことが理解できます。

信景が何人いたかは別として、その果たした役割はいずれも盛岡藩の存亡に関わることだったと思います。利権が複雑に絡む金山の開発と経営には多くの調整が必要だったのではないかでしょうか。一揆を鎮めるためにはバックにいた伊達政宗との駆引きも必要だったのではないかでしょうか。大坂の陣ではイチかバチかの勝負に出たのではないかでしょうか。勝手な妄想ですが、南部利直と連携し盛岡藩を確立させたやり手としか思えません。

(専務理事 吉田茂)

循環いわて

2021.11
No.3

令和3年11月発行

- 編集 一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
●発行 一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F
TEL 019-625-2201 FAX 019-624-1920
URL <https://www.iwatesanpai.or.jp>
E-mail:info@iwatesanpai.or.jp
●発行 濱田 博

〈広告検引〉

コベルコ建機日本株	表紙2
大安環境(有)	8
(有)新菱和運送	10
株岩手環境保全	11
陸中建設株	11
陸中スキット株	12
橋爪商事(株)	12
株リードコナン	12
株佐藤興産	18
(有)リサイクル伊藤	33
株フクタ	33
ニッコー・ファインメック(株)	34
(有)錦開発	35
北日本油設(株)	35
(有)志和商店	35
(有)リサイクル江刺	35
株東北ターポ工業	42
株長内水源工業	43
蒲野建設株	44
株岩手環境事業センター	45
丹内建設株	45
いわて県北クリーン(株)	46
株理水興業	46
(有)長谷川重機	47
日報ビジネス(株)	61
株佐々木工建	62
阿部隆 行政書士事務所	62
(有)タカシヨウ	62
株丸重	62
株スパット北上	表紙3

壊すけど創る



株式会社スパット北上

- 本社・まるっとセンターむらさきの【積替え保管施設・選別あり】
〒024-0004 北上市村崎野 14-63-3 TEL0197-62-3636 FAX0197-62-3637
・en.k-oa@0184.bn-h-k.diam-E ★ホームページをご覧ください
- まるっとセンターいなせ【中間処理施設・安定型最終処分場】
〒024-0041 北上市稻瀬町上台 648 TEL0197-63-3576 FAX0197-63-4307
- まるっとセンターごとうの【廃ガラス発泡資材製造工場スーパーソル】
〒024-0334 北上市和賀町後藤 1-670-1 TEL0197-62-3636
- スパットビル【チャレンジショップ運営・貸しルーム・商店街活性化事業】
〒024-0034 北上市諏訪町二丁目 4-34 TEL0197-62-3636
- 盛岡営業所【解体、土木舗装工事営業・遺品整理廃棄物処理相談窓口】
〒020-0834 盛岡市永井 23-33-9 TEL080-2807-8141

不法投棄は通報を!

- 不法投棄を見かけた方は、不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください。
- 不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

連通
絡報
先・

岩手県 環境生活部 資源循環推進課 ☎020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5366, 5388 FAX 019-629-5369

盛岡市 環境部 廃棄物対策課 ☎020-8531 盛岡市若園町2-18
TEL 019-651-4111(代表) FAX 019-626-4153



盛岡市内に
関することの
通報・連絡は
こちらへ

または、最寄りの各広域振興局、各保健福祉環境センターへお問い合わせ下さい。

盛岡広域振興局(環境衛生課)

☎019-629-6563

県南広域振興局(環境衛生課)

☎0197-48-2422

花巻保健福祉環境センター(環境衛生課)

☎0198-41-5405

一関保健福祉環境センター(環境衛生課)

☎0191-26-1412

沿岸広域振興局(環境衛生課)

☎0193-27-5523

宮古保健福祉環境センター(環境衛生課)

☎0193-64-2218

大船渡保健福祉環境センター(環境衛生課)

☎0192-22-9814

県北広域振興局(環境衛生課)

☎0194-66-9681

二戸保健福祉環境センター(環境衛生課)

☎0195-23-9219

*産業廃棄物の相談についても、上記へお問い合わせください。

マニフェスト等の相談

(一社)岩手県産業資源循環協会 H31.4.1(一社)岩手県産業資源循環協会から名称を変更しました
☎020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F
TEL 019-625-2201, 2203 FAX 019-624-1920

廃棄物処理センター

(一財)クリーンいわて事業団 いわてクリーンセンター
☎023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113
TEL 0197-35-6700 FAX 0197-35-7776

いわて県北クリーン(株) いわて第2クリーンセンター
☎028-6505 九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48-34
TEL 0195-42-4085 FAX 0195-42-4550

編集:(一社)岩手県産業資源循環協会

発行:岩手県環境生活部資源循環推進課

〈TEL〉019-629-5366 〈FAX〉019-629-5369

〈URL〉<https://www.pref.iwate.jp>